

令和元年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和元年12月17日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年12月18日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 9番 淡田 邦夫 議員

(2) 7番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

日程第4 議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

- 日程第5 議案第75号 佐々町防災会議条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第76号 佐々町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 日程第7 議案第77号 佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正の件
- 日程第8 議案第78号 佐々町公共下水道条例等の一部改正の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。本日は、令和元年12月（第4回）の佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則の規定によって、1番、須藤敏規君、2番、浜野亘君を指名します。

町長より発言訂正の申し出がっておりますので、許可します。どうぞ。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。大変申し訳ございませんけど、昨日、永田議員の一般質問に対しまして、答弁の中で一部訂正がありますので、住民福祉課長のほうから訂正をさせていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、お時間をとって申し訳ございません。昨日の質問の中で保育料無償化にかかる一般財源の負担軽減額ということで、私が____万というふうに____万程度ということで御答弁をさせていただきました。その後確認させていただきましたところ、700万程度ということでございましたので、大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただければというふうに思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

3番議員、きのう、一般質問の質問者の3番議員、今の答弁よろしいでしょうか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

訂正の内容はわかりました。了解しましたが、私の質問の中でですね、最後段だったと思い

ますけれども、保育所の副食費無償化にかかる費用が二千数百万ということであって、それを___万で賄えないのかという趣旨の質問をいたしました。いずれにしても、町の保育にかかる一般財源のマイナスということも考慮したですね、対応を求めたいということですね、発言の訂正をさせていただきたいと思います。私のほうもですね。そのことについて了解いただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長の発言訂正に対しまして、3番議員の質問者の訂正がありました。

ただ今のおり、町長の発言訂正、それから3番議員の質問の訂正につきましてお諮りをします。

今訂正の申し出がっておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、訂正をお願いしておきます。

— 日程第2 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、9番、淡田邦夫議員の発言を許可します。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

おはようございます。改めておはようございます。

通告書に基づき、一問一答にて質問を行います。

第1問目は、町長の3期目の公約に対する実施度合いは。2問目は、佐々町全体として防災訓練は行ってはどうか。3問目は、農業体験施設の使用状況をどのようにしておられるのかを質問をいたしたいと思います。

町長も3期目であと任期も1年半となりました。私どもも1年半となりました。3期目で町長が立候補するときの約束、公約ということで、いろんなことで申し上げておられますけれども、その実施度合いをどういうふうに感じておられるのか、まずはお聞きしたい。

町長の3期目の公約に対する実施度合いですが、私は、平成21年9月議会、町長が当選されて、7月に公約として4つの柱をあげられました。そのときにお聞きしたんですけれども、町長も所信表明演説で、住民の声を尊重のまちづくりで財政健全化に努めるため、町政懇談会を開くと言われましたが、最終的にはそういう町政懇談会は一度も開かれなかったと。その後に私は3度ほど、開きませんかということで申し上げたんですけれども、最終的には開かれなかった。このような答弁がございまして、まずはこのようなことがないようにお願いして、質問するところでございます。

3期目のリーフレットということで、ここの中に持ってきておるわけでございますけれども、「心地よい暮らしとともに楽しめる自然と産業の町を」ということで、5項目をあげられております。暮らし、仕事、自然、安心、充実と、5項目と書かれておりますけど、町長の公約に対する達成度をどのようにお考えなのか。まだ多くのことが達成されておられないんじゃないかということで、あと1年半ございますので、最終的にもう一度見直していただき、その公約

の達成度をどういうふうに感じておられるのかをお聞きしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

公約に対する実現度合い、実施度合いということで御質問がっております。

私もいろんなことで公約をしながら、町長選挙に立候補して当選したわけですが、やはりこれは公約をしてなかなか、なって、実施できない難しい面はたくさんあるわけですね。多々こう、淡田議長さんも、淡田さんも御存じのとおり、自分たちも公約をしながら選挙にあがっているということで、やはり仕事のなった場合、この仕事の面でなかなか難しいということも多々あって、全体的に必ずそれが実行したかというのはなかなか厳しいのではないかと思います。

私は3期目の公約として、19項目を多分あげてたと思っております。活力ある創造ということで、ちょっと長くなるわけですが、まちなかの町有地の活用による都市機能の充実ということで、これ幼稚園の解体や、それから診療所の解体に着手しましたが、その跡地の有効利用はできないと、まだできていないということでございます。

それから役場庁舎の建て替えにつきましては、現状は庁舎建設の基本構想、基本計画を本年度から策定いたしまして、方針が固まればですね、基本設計に入りたいということで、御存じのとおりでございます。

それから小中学校の老朽化対策につきましても、昨年度から給食設備に検討委員会を設置しながら耐震補強もやりましたし、センター方式を進めるということで今やっているところでございまして、整備基金についてもですね、中身の全体、今検討を財政課のほうでやられているということでございます。

それから町民参加の方の地域活動とか協働のまちづくりというのは、いまだ構築できないということでこれも思っております。

それから安全安心というのが、自主防災組織への支援につきましては、出前講座とか防災備品の貸与とか、昨年度末には総合のハザードマップを配付して行ったということで考えているところでございます。

それから教育環境の整備、奨学金の制度の構築ということにつきましては、小中学校の空調設備の設置とか、それからトイレ改築、それから防犯カメラを設置して取り組んだところでございまして、佐々町から将来を担うですね、優良な人材を育成するということで、平成29年度に羽ばたけ若者人材育成奨学金制度というのを創設いたしております。

それから子育て世代への切れ目ない支援の体制の構築ということで、これは令和2年度の子育て世代の包括支援センターの設置に向けて準備を今しているところでございます。また、高校生までの医療費無償につきましても、昨年10月に実施して、あわせて現物給付というのも行っているところでございます。それから生活習慣病の発生防止や各種健康診査につきましても、これは本年度から、がん検診における胃の内視鏡の検診も導入しております、働き盛りの世代の健康づくりというののスタートプログラムを開始しながらですね、健康の保持・推進に努めておりまして、やはり長崎県に今広報しています、健康寿命を伸ばす延伸にですね、つながらなければならないと今考えているところでございます。

それから介護予防活動の充実につきましては、多くの住民のボランティアの方々に協力を得ながら、介護予防のサービスの構築ができておりまして、地域ぐるみですね、高齢者の支援ということで、介護予防とか高齢者支援の先進事例としまして、国にも紹介されているということで、「健康寿命をのばそう！アワード」の介護予防で、厚労大臣の最優秀賞を受賞したとい

うこともできたと思っております。

それからスポーツ少年団の活動支援につきましては、体育協会とかスポーツ少年団の育成に努めるとともに、各種スポーツ大会への支援を引き続き実施しているところでございます。

人口対策と雇用創出、雇用創出というのはなかなか厳しいわけでございますけど、やはり周辺町有地の施設の充実によって、交流人口は拡大してるのではないかと考えていますし、やはりそういう交流をしながらですね、更なる人口の増加といいますか、それをやっていかなきゃならないと——

議 長（川副 善敬 君）

そしたら、すみません、立って、質問者は要点のみ、どこどこを答弁をお願いしますということ言うてください。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

達成度合いということで私申し上げまして、今答弁されておられるわけですが、例えば100とした場合にどのくらいの達成度でおられるか、それをまずは伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

達成度について。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が、この達成度合いといいますか、平成29年6月に掲げた項目につきましては、進捗状況というのがあるわけでございますけど、やはり取り組めていない事業もありますし、なかなかどれぐらいだというのがわからないわけでございますけど、先ほど淡田議員さんもおっしゃったようにですね、やはり残りの任期の中でですね、やはり達成できるようにですね、取り組んでいかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今る説明していただきました。その中でまた町長は、じんかい処理場、それからし尿処理場、学校給食センター、庁舎ということで建設もあげられておられます。今言われたことに対しまして、いろいろと、ああですか、こうですかと言えば、いろいろなことがあるわけでございますけれども、時間もあることでございますので、私は2項目に絞らせて質問をいたします。

ここの中のリーフレットの中に、安心ということで載っておるわけでございますが、安心、誰もが安心して暮らせるためにということで、犯罪や交通事故から町民を守ることになっております。11月20日に産業建設文教委員会がありました。そのときに道路交通網の整備計画について報告がありましたけれども、町道の中央海岸線、高速インター前の交差点の事故発生、交通量ということで報告がございましたけれども、その交通量の調査ということで7時から19時までの12時間で報告がありました。そのときに2万6,271台が高速のインターの前を通過しておると。時間当たりになりますと2,200台が通過しておるわけでございます。朝夕のラッシュ、これは私の想像ですけども、大体4,000台ぐらいは通過しておるんじゃないかということで思っております。そうした場合に中央海岸線、あそこが交通渋滞、佐々駅の前までの渋滞を起

こしておる。そして江迎署管轄内において、佐々町が一番交通事故が多いということになっておるわけでございます。

そこで、質問ですけども、町長はあの町道、中央海岸線、この高速道路がきのうも言われましたけれども、町長報告の中の、令和9年に4車線が開通するということを言われました。入り口がそのままの状態、その中のほうだけが4車線化、それはこう通ると思うんですけども、あとインター前の中央海岸線の道路、これをどういうふうに考えておられるのか。交通事故を少なくするためには、まずやっぱりその交通量の軽減ということが考えられるんじゃないかと思っておりますけども、どのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

中央海岸線につきましては、日常的に、今淡田議員がおっしゃいますように、交通渋滞というのが大変発生するところございまして、西九州自動車道の佐々インター付近がですね、大変交通事故の発生件数が多いということ聞いております。

この前、そういうことで、今年度、その道路網計画をどうするのかということで、道路網の計画の交通量の調査を行ったということで報告をさせていただきました。この交通量が多くなっている要因ということは、皆様の御承知のとおり、やはりあそこが西九州自動車道の現在ですね、終点になっているわけございまして、そういう関係もございまして、県北の各地からですね、そこに西九州自動車道を利用するために、今集中しているのではないかと考えております。

今後やはり、西九州自動車道の延伸ができます。できますと将来的に中央海岸線の渋滞というのは、少しは緩和されるのではないかとことも思っておりますし、しかしながら4車線化という、それから延伸してもしばらくはやはり時間を要するというので、現状の、今淡田議員がおっしゃいました町道の、これは町道になっているものですからですね、中央海岸線の渋滞緩和というのは、やはり町全体の道路網については一緒になってですね、検討しなきゃならないと。そこだけしてもじゃなくて、こうよそからでも集まってくるものですからですね、町全体の道路網計画というのをきちっとしてやっていかなきゃならないんではないかと思っております。そういうことで、我々もそれについてはやはり十分、渋滞といいますか、交通事故が起こらないようなですね、仕組みというのを考えなきゃならないと。

そこで、あそこを今交差点の問題で言われたんですけど、拡幅するのがですね、今なかなかちょっと厳しいわけです。用地がないし、水路も通っていますし、やれするのがというのは、やっぱりなかなか難しいわけございまして、そこら辺はもう少し、ほかのこう道路網と町道等のかみ合わせをやりながらですね、やはり渋滞緩和というのをやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今あそこが終点で非常に混んでおるということで、あと9年かかるわけですね。あそこ、4車線が通じるまで。それで高速が、西九州自動車道が佐々・松浦間で10年ということ言われております。あのまま放置するんですかということもまずお聞きしたいと思う、9年間をです。

それから、検討すると言われましたけれども、どのように検討するかということと言われて

おりません。ただ検討するで9年間終わってしまうんじゃないかということを心配しております。そして江迎のほうに流れておる、例えば江迎から来る。江迎のところのあそこの黒石のところの、ちょうど新佐々橋のところの、あそこ交通量というのが大体5,000台なんです。そして朝方が7,000台来て、そして帰るときが19時までのところは5,000台行きよるわけです。5,000台、そういうことで6,000台ぐらい減るとした場合には、やはりあそこはまだ多いわけです。そうした場合にですね、どのように検討するのか、どのように対策を立てられるのか。今すぐというてもなかなか、大変でしょうけども、そういうことで検討していただきたい。例えば今、県道、町道と言われました。私、全くわからないもんですから、聞いてくればよかったと思うんですけども、例えば県道、国道ということで昇格をさせた場合に、そういう補助とか何とかということがどのようになるもんか、例えば県道とか国道の、そのした場合ですね。こうインターのところ町道っちゅうのはなかなかこら辺ではないんじゃないかと。そうした場合に、そういう格上げでして、補助金とか何とかもらって、そういうことができないもんかどうか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今あの、先ほどお話をいたしましたように、この道路網計画を立ててですね、町道全体的にこう車を逃がすようなですね、方策をやはり考えなきゃならないということで思っております。それともう一つは、今町道になっていますこの県道に格上げてというのは、我々も県道にお願いをしたいんですけど、結局今、向こうのほうに古川のほうに県道があるわけですね。この並列ができないということで県から言われています。どちらかを町で、そしたら、向こうのほうを、今県道があるのを町道にしてくれと。そして、こっちを県道にさせます。したら、どちらにしても、ものすごくお金が掛かるわけですね。維持管理といいますか、向こうの県道をもらっても、拡幅とか今いろいろお話が出ていますのでですね、それで並行路線ということで、県道が昇格できないということで、それがなかなか難しいわけです。それで今んところ町道でやってるんですけど、町としましても、そこを我々が、県道と町道の補助率というのはどうなっているのかちょっと、それは担当課長がわかると思いますけど、なかなかそこが厳しいわけでございまして、それでどちらかを選択するというのも今んところ厳しいということで、今町道でやっているわけでございます。ただ、向こうのきちんと向こうが整備されてですね、してもらえて、その後やったら交換をして、こっちのほうを、町道を県道にするっていうのは可能だと思いますけど、やはり向こうのほうもお金が掛かるということで、今拡幅をやってもらようにですね、してるわけでございますので、今しばらくは県道でやっていただきたいと。（淡田議員「町道で。」）はい。あ、向こうは県道です。（淡田議員「ああ、そういうことですね。」）はい。こちらは町道ですので、町道はまだ、両方とも県道になかなかそこは並行路線ではできないということで県から言われていますので、その県道と町道の補助の対象、補助については担当の建設課長のほうからお話しをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、今、道路に関する補助ということでお話がありましたけども、申し訳ありません、そこまでちょっと担当として把握をしておりません。申し訳ございません。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

そのあれは後で結構です。

それから、先ほど町長の答弁の中で車を逃がす、あそこの交通量が2万何千台ということをお願いしました。それで、車を逃がすためにそういう道路網を計画ということで言われましたけれども、そういう計画が実際に計画しておられるのかどうか。そこら辺のところを、お伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、今御質問がありました分でございますけども、先ほどからお話しして、町長からお話ししてありますように、現在、道路網整備計画のほうで検討をしているところでございます。現在の中間報告ということで、先ほどの交通量調査というのがまいっておりますので、これをもとにしまして、前回の委員会でも若干お示しをさせていただいたところなんですけども、この中央海岸線の道から交通渋滞を緩和するために逃がすための道路ですね、そういった計画をこういった大まかな路線で、こういった方向でいってはどうだろうかという、その図面で示させていただいたと思いますけども、そういったものを今後この道路網計画の中で問題点を見出しまして、どういった路線をすべきかというのを検討していきたいというふうに思っています。その後は実際、現実的にどうなのかというのを検証していきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私は、以前も質問したと思うんですけども、例えば高速道路4車線、そして西九州自動車道が、佐々インターから松浦インターまでとどいた、開通した場合に、佐々町がストロー現象を起ささないんですかというような質問もしたことがございます。そういうことですね、あと5年でそういうこと、網の計画、実施ということをやっていただきたい。そうすることによって、やっぱり佐々町の町の活性化も道路をつくるということによって、そこにも附帯事項として、民間活力によるいろんな商店街ができたり、そういうこともするのではなかろうかと。私もちょっと思ったんですけども、例えば、例えばですよ、福祉センターからあの川沿いのところにありますけれども、赤崎線までそういう道路網をつくって、そこに4メートル道路か何メートル道路かわかりませんが、そういうことで商店街の農地の持つておられる方には大変御迷惑だと思いますけども、そういう佐々町の町の活性化するためには、そういう計画も必要ではないかということで思うわけでございますけども、町長はどういうふうにご考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、先ほどの繰り返しになりますけども、今質問がありました、福祉センターから町道赤崎線への道路建設等につきましては、以前から一般質問等でも何名の方から質問されていたかと思えます。ここにつきましては、先ほどの中央海岸線の渋滞緩和のために、確かにこちらのほうの道路に逃がす道をつくるというのは一つの手であるということはおわかりですので、そこら辺も計画の中に盛り込まれてくるかと思えます。実際、現実的にそこが実施可能なかどうかというのは、その後検証することが必要かと思えますので、現在としては道路網計画の中で検討をしておる状況ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

わかりました。そういうことで道路網の計画、そして交通安全ということで早目の計画、検討するだけで終わることなく、検討していただきたいということをおもっています。

2問ということで申し上げました。私は、し尿処理ということで、これも11月20日に産業建設文教委員会でし尿処理場の整備ということで、委員会で進捗状況、それから建設までのスケジュールということで報告が水道課からありました。この小浦地区の方々へし尿処理場ということで住民説明会、現地視察を行い、それから1年以上経過しておるなかで、そういう委員会の報告、そして総務委員会でも所管事務調査の中で報告があったようでございますけれども、住民の方へのその報告というとはあったのか、その1年間であったのか、なかったのか、それをまずはお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

昨年行いました住民説明会から1年以上経過しているということで、これについては住民説明会には行っていません。まだですね。それでいいですか。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

説明が行われていないということで1年間も放置、住民の方たちはどのように思っておられるか、私は失礼じゃないかと。あれだけ住民説明会を行って、現地説明、現地のそういう視察まで行って、あと何もどうするかもその報告もない。小浦の方たちには大変失礼じゃないかなということで思っております。

それから、昨日の4番議員さんが言われましたけれども、給食センターの件で11月13日ですか、その説明会が終わって、そして、その報告の後の報告はどうするのかという質問がありました。私たち、そういうふうに、「え、1年もそういうまだ1か月ぐらいしかたっておらないのに。」やはりそういう私たちは思うわけです。それが1年もそういう報告も何もなくて、そのまま、じゃあ後で建設させてくださいよということで、地元議員さんもおられますけれども、本当に私は、誠心誠意そういうことでですね、つくらせていただきたいとであれば、もう少し

誠心誠意で、私はその行政の住民の方へお願いするとであればそういうほうに思うわけでございますけれども、どのように町長はお考えなのか。つくりたいということでも思われておられると思うんですけども、そういう住民の方たちの思いやりが欠けておるんじゃないかということでも思うものですから、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員おっしゃるとおり、昨年の行いました住民説明会から1年以上経過しているということで、進捗状況で報告ができないということは、住民の方に説明できないということは誠に申し訳ないと思っております。

この遅れた理由といたしまして、私が聞いてるのは、ことしの2月と3月に議会の両委員会に御報告したとおりでございまして、し尿の前処理施設の整備に使える交付金というのが3種類ございますので、それぞれの交付の条件などがございます。3種類の交付金のうち、町としましては、国土交通省の下水道の広域化推進総合事業というのが一番有利だということで考えておりますが、昨年度から新たに対象範囲が拡大された交付金でありまして、事業計画の策定とか県との調整に時間がかかってしまったということで、住民の方にお示しする材料がなかったということで、いう状況でございます。

今後、このことにつきましては、まずは、この前町内会長会がありまして、地元の3町内会の会長様にも御相談とか調整をさせていただきながら、早急にですね、地元説明会を決まりましたのでですね、この前委員会で御説明して大体一応こういう方向でやっていくという御説明いたしましたので、地元説明会を行うようにですね、やっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

給食センターの件は、きのう——（淡田議員「いやいや、給食センターはよかです。」）よかですね。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

そういうことで小浦の住民の方に言わせれば、臭いとばっかい小浦に持ってくると。そして説明も何もせんということでも言っておられる方もおられますので、そういうことが言われなように、どうぞ誠心誠意尽くして、説明会を行っていただきたいということをお願いして、1問目を終わらせていただきます。

次に、私は2問目として、佐々町全体として防災訓練を行ってはどうかということで、2問目で通告書に上げております。

昨日、4番議員さん、それから2番議員さんより、河川の対策ということで、いろんな防災についての質問がございました。そして防災訓練についても、私は平成25年7月の定例会において質問しました。全体で行ったらどうでしょうかというような質問を行ったんですけども、町長は最終的には、全体ではないと。そして町内会単位、そういうことで、きのうも総務課長から答弁がございましたけれども、町内会とか消防団単位でそういう訓練を行うと。ところが、先ほど1問目で言いましたけれども、この、誰もが安心して暮らせるためには、町長はですね、こういう公約を立てておられるわけです。町の防災力を高め、被害を最小限度にとどまるということでも言っておられますので、私は再度、その町民全体で防災訓練を行う考えは

ないのかということで質問をいたします。

令和元年度は、きのうも一般質問の中で、全国各地において台風・大雨被害が多く発生して多くの方が亡くなられております。佐々町においても、いつ佐々川の氾濫、それから土砂崩れということがあるかもわかりません。佐々町全体として避難訓練を、全体としてですよ、行ってはどうでしょうかということが、以前から質問しておりましたけれども、町内会、自主防災組織訓練しておられるので、町全体としては訓練が必要ではないかということでございました。担当課においては、非常に総務課の担当課においては、そういう防災マップ、それから避難訓練所はどこですよ、海拔は何メートルですよという表示はずっと出されておられます。多くの町内会のそういう講習会においても、参加しておられるということは十分に承知をしておるところでございます。

口石町内会におきましては、防災部というものを設置して、毎年、西消防署、そういういろんなところから講習、そしてことしは、その役場の3名方々おいでになって、この防災マップについての説明がありました。

そういうことで私は、どうしてもここの防災マップの中で、いろいろ町長は書いておられます。そういうことで再度申し上げますけれども、そういう佐々町全体として防災訓練を行う考えがないのか、それを再度お伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

防災訓練につきましては、きのうも御質問があったと思っております、今年度につきましては、この前、きのうも回答いたしましたけど、担当者を、自治体のしていच्छるところに派遣を行いまして経験を今積ませているということで、きのう回答いたしました。そういう市町村についても、実際的に地域で実施されている市町というのが大変多いわけですね。防災訓練って、小さい単位で実施していくというのが、やはり皆さん方に周知がですね、何かできるんではないかということで、来年度につきましては、先ほどお話がありましたように、やはり私どもとしましては、モデル的にですね、複数の町内会を対象にですね、消防局とか、それから警察署とも連携をしながら、消防団に協力を得ながら、防災訓練を実施させていただきたいと考えているところでございます。

また、今年度につきましては、3月1日に文化会館におきまして防災講演会を開催するようにしていますので、皆様方にも御出席をいただければと思っております。そういうことで、我々としまして、住民の安全安心というのが今問われているわけですね。各地で今、全国的に被害が多発しているわけでございます。そういう中で、我々としまして、今、今年度から地域防災計画をはじめとしたですね、防災関連計画の第2の計画の改訂と、それから新規策定を進めているわけでございます。職員とか住民の皆様をですね、対象にしたマニュアルにつきましても策定させていただきたいと考えておりますので、そういうことでですね、私どもとしましても、町としまして、やっぱり住民の安全安心というのを守るのが我々の仕事でございますので、今後ともそういうことで防災の強化と被害を最小限以下にとどめるようなですね、計画を立てていきたいと考えておりますので、どうぞ御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

きのうの質問の中で3番議員さんが言われましたけれども、まずはやってみることだということをおもうわけです。100点をとれっていうわけじゃないわけですよ。例えば100点の中の30点でも50点でもいいわけですよ。そしていろんなことを改善して、少しでもそういうことをね、町長、もう私はいつっちゃ腹の立つですけども、みんなですると先ほど言いましたけれども、1問目で言いましたけれども、じゃあ町政懇談会に対してはみんな集めてどうでしょうか。全然せん。こういう防災の全部集めてせんですかって。これもせん。前向きじゃない。何ですか、そこら辺は。ちょっとそこを教えていただけませんか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

だから前向きじゃないっていうと、前向きに今言っ、来年度においてはモデル的に複数の町内会を。町内会で小さな単位でやっていくのが、やはり効果的にあるんじゃないかということで、やりますよということでお願い、今回答えたんですけど。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

じゃあ、そういうですね、小さい単位ということで言われましたけれども、どういう単位で考えておられるのか、そこら辺のところですよ。例えば南部・北部・中部とか、そういう単位で考えておられるのか。そこら辺の、もうね、やっておるところもあるわけですよ、そういう。実際に、今言いましたように、役場から来ていただいて、担当者、課長は来んやっただですけども、そういう担当者が来て、これに関していろんなことで説明を受けとるわけですよ。やはり全体でするとと、ここでするとと、やっぱりその趣が違う。例えば佐世保市、佐世保市と比較はできんかもわかりません。相浦自衛隊においてですね、佐世保市なんか大々的にやっどる。そういうことを、私比較して、どうのこうの言うわけじゃないわけ。そういういろんなことをやって、口石でもですね、そういうところに見学に行ったり何だり、防災士を持った人たちが行ってしよるわけですよ。そういうことで、ぜひとも佐々町ではですね、そういう全体の意思統一したところの防災訓練も必要じゃないかと。というのが、いろんなところで災害が起こっておる。それを町長はですね、このマップの中にも書いてあるわけですよ、2ページに、町長は書いとるわけですよ。日ごろから災害に対する心構えや、災害に対する取組を活用していただきますようにと。そしてもう一つは、1ページ目にも書いてある、その防災については自助・共助・公助、公助の中にも書いてあるわけですよ。そういうことをね、書いとっておきながら、まあ、町単位でするとは言いよるですけども。実際にそこら辺のところを書いておきながら、せんって言いよらけんがどうのこうのとはあんまり言えんばってんが。

議 長（川副 善敬 君）

ちょっと待ってください。今質問のあったように、町内会では実施するっちゃうことで答弁がありましたから、地区別にするのか、人口が多いところからするのか、その基準をどういうふうにしてるのか、質問を9番議員はしているんでしょう。そしたらば、その計画はどこまで煮詰まっておるのかを聞きたかわけですね。はい。どうぞ、それを答弁してください。

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。きのう、防災訓練につきましてはきのう答弁したとおりですね、来年度につきましても、小さな単位ということで考えておきまして、担当としましては、分団単位ぐらいで、複数の町内会がこう集まってできればということで考えているところでございます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

分団単位ということで言われました。確かに7個分団あります。町内会とすれば32町内会、そうすると4町内会ぐらいに、単純に言えばそういうふうになるわけでございますけれども、4町内会、そして、いつごろをどういうふうにご考えておられるのか。お伺いしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。その具体的な部分、いつごろとか、どのような形でという部分につきましては、まだ検討中でございます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私がですね、何でもこういうしつこいことを言うかということ、やはり全国的にですね、何度も言うようですが、あれだけの災害、千曲川とか、そういう氾濫しないところがですね、氾濫する大雨、いつ佐々町に来るかわからないわけです。先ほど、2番議員もきのう言われましたけれども、昭和42年の佐々川の氾濫ということで、私どもは、日曜日だったと思うんですけども、そういう経験があるもんですから、ぜひともお互いが死者を出さないように、災害を最小限にするために、そういう防災訓練は必要じゃないかということで申し上げておるわけでございます。そういうことでぜひとも、先ほど総務課長は分団単位ということで言われましたけれども、ぜひとも実現していただきたいということでお願いしておきます。

それから、3問目に入ります。

第3問目は、農業体験施設の利用状況についてをお伺いしたいと思います。

昨日の8番議員さんから、農業体験施設のそういうトイレとかいろんなことに関しまして、やはりあるもんですから、施設があるもんですから、有効利用して、そして少しでも佐々町のためにということで質問をしておると思いますので、そういうことで質問をしておきます。

9月議会におきましても、4番議員さんから汗の道が見えるが、無残な雑木となっているという指摘がございました。この前行ってみましたが、そのままの状態になっておきまして、ああ、まだそういうことがなかなか行き届いていないんだなということを痛感してきたわけでございます。

ただ、しかし、そういう風呂屋の横の農園がございまして、あそこは立派に今管理しておられまして、1区画だけがちょっと空き地になっておりましたけれども、今、白菜とか大根とか、青々茂っております、あそここのところの畑については有効利用しておられるんだなあということを思ったわけでございます。

この施設の、いろんなことで活用されておられました。例えばサマーキャンプも今でもやっておられると思います。その28年度には、一日レストランということで、調理師を、九文ですか、からおいでになって、そういう一日レストラン。それからこれが、23年度から実施し、28年度でイベントを中止したということになっております。

それからまた婚活イベントとして、そういういろんな佐々町のゆめプロジェクトということで、あそこの体験農園を利用したところのいろんな企画をされておる。これもすべてが中止になりました。

そして、私が思うんですけども、中止になったら、じゃあ、あそこのところは税金、いろんな多くの税金を使ってやっておられる。活性化するためにはですね、そういう別のイベントを考える必要があるんじゃないかと、なんで気付かんちゃろうかなあということで思ったものですから、そういう、あそこを活用するためにですね、どのようなことを考えておられるのか、町長でも結構です、担当課でも結構ですので、お聞きをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

どちらが答弁しますか。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問をいただきました農業体験施設につきましては、施設や体験農園、貸農園の利用がなされ、年間5,600人ほど御利用いただいている状況です。そのうち、多くは学校関係があり、小学校・保育所において、食育の一環として種まきや収穫、また高校からも遠足に御利用いただいております。また、施設は団体の宿泊や合宿などに御利用いただいているところです。

現在の利用者数は、以前と比べると減ってきている状況です。行われましたイベント等が天気に左右されることから、取りやめられたり、大学と連携して行っていたイベントも大学の方針の方向転換により、調整がつかず取りやめとなったことや、その他の利用促進に向けた施設のPR、情報発信が不十分、十分でなかったことから、減少したものというふうに思っております。

しかしながら、今年度は昨年度と比較し、宿泊者が増えてきている状況です。クラブ活動で大会等に合わせた利用や、町外からの幼稚園などからの宿泊利用が多くなってきているようにも見受けられております。環境条件におきまして、農業体験施設の魅力は十分にあると思っておりますが、周知において力不足であったことが減少の原因であるかと思っております。

このため、今後、民間からの活用や外部団体からの意見も聞きながら、イベントなどを開催していただけるよう、場所の提供や農園でとれた農作物を利用し、野外炊事などで活用する方法など、計画を立て進めていくよう現在進めております。町内外の方にたくさん利用していただけるよう、周知・広報、力を入れまして農業体験施設を広めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今、課長が言われましたように、町内の小学校、保育所、農業体験施設を毎年実施しておられます。また、佐々町のスポーツ少年推進のサマーキャンプも1泊2日で利用されているということをお聞きをいたしました。

しかし、あのグラウンドを見ておりますと、きのうも8番議員が言われましたけれども、トイレに関しましても、グラウンドに関しましても、非常に草ボーボーしておると。そういうね、管理上の非常に悪い、今、冬ですから、使っておられないですから、そういう夏休み前であれば、立派になるのかわかりませんが、普段からですね、そういう「どうぞ、使ってください。」というような、そういう管理状況ではないんじゃないかということだと思う。今、課長が、そういう立派にああいうことをしたい、こういうことをしたいということを言われました。これはぜひとも実現していただきたい。

それと、私、この質問をするためにですね、佐々町のホームページを見ました。そして、このホームページの中で、どがんすれば、体験農園施設出てくっちゃろうかねということで、いろいろ触ってみました。町長、触ったことあるですか、あそこは。どうですか。そういうことですね、私は体験施設、そして、まずは暮らしの手引きということを押して、それから施設案内、それから教育・文化・スポーツを押していかないと、そこの中のその農業体験施設が出てこんわけですよ。そして、体験農園施設が出たところが、あそこの中の風呂屋のところの写真が出て、そいだけ。今、課長がいろいろと、したい、ああしたいと言われる。全くそこら辺のところのイベントも何もない。言うこととすることと、多少違うんじゃないかということだと思うもんですから、そこら辺のところもですね、十分に。そういうせっかくの施設、そして、23年には7,800万円を掛けてですね、修理をしておられるわけです。せっかくの施設をもったいない。そういうことで、清峰高校の遠足もしておられる。トイレも、きのうの8番議員が言われましたけれども、トイレもそういう下水施設がないということで、そこはどうかかわかりませんが、上に行けばあるんじゃないかと言われるかわかりませんが、そういう施設。

それと、もう一つは、台風においてですね、あそこ黄色いテントがありましたけれども、あそこは4つ、5つあるんですかね。1つはもう崩れとるですよ、課長。そしてセメントのまんまになっとる。そしてキャンプ場のところの、炊くところも、もう老朽化してしもうとるということですね、なかなか、そういう7,800万円、23年ですから、そういうことで、じゃ、来てくださいというのに関しましてはですね、そういう施設が整ってないんじゃないかということだと思うもんですから、今後、町長はあそこの有効活用について、何度も申し上げるようでございますけれども、どういうふうにご検討されるのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

利用の方がだいぶ少なくなっているということで私も思っています。やはり先ほどホームページの話もありましたが、広報とか利用者の口コミの利用とか、そういういろんなことをですね、やはりずっと進めていかなければならない。担当課も一所懸命やっているとは思いますが、もう少し努力が足りないのかなと思っていますし。

それから施設のことにつきまして、きのうも御質問がありました。施設管理で、なかなか一般財源が必ず掛かると、補助が、対象がなかもんですから、なかなかトイレでも改修すれば2,000万円か掛かるとか、それから、運動場、運動場といいますか、陥没しているところも一部あるわけですね。そういう利用者も今なかなか少ないと。それをこう全体的に活性化するためにはどうするのかというのは、やはり、これを公的にですね、持っていったいいのかとか、そういう管理全体をですね、どうするのかっていうのは、やっぱり検討しなきゃならないと。

今後の、早急にそういうことをやってですね、やはり町として、そういう施設があるわけでございますので、イベントとかいろんなところで利用していただければ、たくさん集客があれ

ばいいんですけど、なかなか一番山の上でございますので、交通の便とかもありますし、やはりそういうことでありますので、やはり景色は多分ものすごくいいんですけど、そういうことで、やはり管理については、どうすべきかというのは、全体的にですね、検討して、今後やっていかなきゃならないんじゃないかと思ってますし、やはり皆さん方に大いに利用していただくような、また、ホームページとかいろんなことで媒体を使いながらですね、やっていかなきゃならないと思ってますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今、町長は前向きにと言われました。私も、じゃあどうすればってというような提案は持ちません。ただ、そういうね、先ほど最初に言いましたけれども、一日レストランとか、そういう婚活イベントとかやっておられた。ところが、それが終わってしまったら、あとは何の行事もない。そいけん、やはりやっぱり公務員の考えはこんくらいは、こんくらいじゃ失礼な話ですけども、そういういろんな活性化するために、そういう施策を持っておられないのかなあということでは思っております。

先ほど町長が言われました。あそこ景色がいい。非常に景色がいいです。佐々町のインターから佐世保向かって行ってみんですか、左に、向こうに、学童農園が見える。私はそこで提案したい。あそこにね、今のクリスマス時期でも、あそこにイルミネーションをしてみんですか。誰でも見るって。「あい、何じゃろかい。」ということです。そいけんね、一つはそういう宣伝も足りんじゃないかと、そして、皆さん、町長は言っておられますけども、そういういろんな企画をしたらどうでしょうか。

そして、皆さんに、まずは知っていただく、宣伝をする、そういうこともね、町長がお金なかって言うたら、そいまでやろうけんがですたい。そいけんが、私が質問したのは、やっぱり予算の前にそういうことをすべきじゃないかということで、質問しとるわけですよ。

そがん、余計銭は掛からんでしようもん。あそこの、潜滝の江迎町のさ、文化会館ですか、あそこ行ったことあるですか、晩方。あそこに立派なイルミネーションしてあるですよ、3つも4つも。そういうことでいろんなことをしておられるんですよ、やっぱり。そこら辺のところをですよ、やっぱりみんな話して、宣伝をして使ってくださいよというような心意気を示していただきたいということを思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、最後に、町長が公約に掲げておられます「佐々町に住んでよかった。佐々町に住んでみたい」一人でも多くの方がそういう思っていただけ町にするために、あと1年半ということで、あとまたされるかどうかわかりませんが、そういうことでは、佐々町をこの言いましたように、住んでみたい、住みたいと、そういう方たちをしていただく町に、私たちも協力しますので、どうか、そういうことでよろしく願いしたいと思っております。質問終わります。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、9番、淡田議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。

（10時56分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7番、橋本義雄議員の発言を許可します。

7番。

7番（橋本 義雄 君）

7番、橋本です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まず、維持管理についてということで、佐々町は、多くの樹木、植物が植えられています。今から冬を越し、春に花が咲くわけでありますが、その樹木が大半であります。

そこで、これからこの管理をどうされていくのか、まずは伺います。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

多くの樹木、植物といいますか、桜とか花菖蒲が主なメインと、佐々町はなっていると思いますけど、やはり維持管理というのはなかなか厳しいわけでございます。これ今、維持管理につきましては、現状から申し上げますと、道路の補修、維持班です、補修班で対応しているってということで、草刈りとか、剪定とか、肥料をやるとか、そういうことの作業を行っているわけでございます。

ただ、人間的になかなか厳しいわけございまして、別の作業があっております。ただ、これを外部委託も検討させていただいているところでございますけど、なかなか費用の面です、財政的にも厳しいというところがありまして、現時点では、そういう外部的に委託するというのは至ってないということでございます。

町としましても、やはりきれいな町っていいですか、町を維持するためにはですね、やはり町民の皆さんに喜んでいただけるような美しい植栽管理というのは、整えていかなければならないと考えておりますが、今のところなかなか厳しく、いってないところもあると思いますけど、今現在は、維持管理は補修班のほうです、行っているっていう現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7番（橋本 義雄 君）

維持管理は作業班のほうでということでございますけども、作業班もいろんな職種の仕事をされていて、本当に忙しいなあとということでございます。しかしながら、花というのはですね、例えば春に咲く花は、その花が散った後にですね、1年かけてまた花をつける準備をするわけです。そういったことからですね、やはり管理するものとしてもですね、やっぱり花がよく咲くように、ちゃんと管理をせんばいかんということですけども、やはりですね、花を咲かせるための努力ちゅうのはしないと、やはりみんな春になるとですね、町内外からお客さんが来ます。そうしたなかで花を咲かせる努力というのは、やっぱりしていかなきゃいけない。

例えば、桜にしてみますと、もう6月の初めから7月にかけて花芽がもうつくわけです。も

う既についています。そうしたことからですね、今から冬にかけて何をするかということは、やはり管理上知って管理をしなきゃいけない。やはり、花芽を大きくするためには、普通いつも言われているのは、冬に肥料をやりなさいとか、お礼肥をしなさいとか、あるですけども、いろんな形の中でですね、作物の成長のためにやってるわけですから、そこんところをですね、作業班も一所懸命やっておられますけども、今現在、皿山に見てみますと、やはりいろんな葛がほうってみたりとか、草が生えてあるとかしています。

やはり今する仕事をちゃんとして、春を迎えることによって、その花がきれいに咲くわけですから、そこんところを各課で話し合ってますね、そして手入れをしていただく。そして、春にはすばらしい花を咲かせるという、そういう努力をすることができですね、今から先の管理じゃないかと思しますので、何とか管理の方法をですね、最低でも草を刈ったり、葛をとったり、肥料をやったりちゅうことはできませんか。伺います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

議員御指摘のとおり、作業班はほかの業務もあつたりして、なかなか手をかけられないという実情がございます。その部分につきましては、シルバーの委託等もしながら管理をしているところでございますけども、議員のおっしゃるように手の行き届いた管理が、現在できてないというのもあるかと思えます。

極力、そういった花を咲かせるための作業というのを手掛けていきたいとは思っておりますので、作業班のほう来年予算はどうなるかわかりませんが、作業班を雇用した場合には、そういった公園等、その花等の担当する班というのをちょっとつくってみてはどうかというふうに、担当課としては考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

やはりですね、管理云々というのが一番大切になってくるわけですけども、大体、道路維持班というのは、そういった公園、道路の管理するのが主であって、いろんな建設作業をするのが補修班じゃないと、私は思っておりますので。

それから、また皿山の窯体験施設の前、藤がありますね。そいで、藤棚だけはピシャツとしとるわけですよ。ところが藤は桜のほうに登って行って、藤棚にはほうておらんですね。それ町長、見たことあるですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私はちょっと見たことはないですね。担当課は見ているかどうかちょっと。産経課長は見とっちゃなかと。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

はい、わかりました。今言ったのが現実なんですよ。藤棚はピシッとそして、鉄筋でつくってありますからね。ところが、剪定はせん、それから野放しなもんだから、隣の桜のほうにぼうっと登っていっとつですよ。今、行ってみればわかります。

そういうことですね、藤にしても、やはり一回ぐらいは剪定を専門家にさせてですね、もう藤棚はせっかくあるんですから、それにあわせて管理をすれば、ここに藤があったのかなというぐらい花は咲いてくると思いますので、その点は管理をどうしますか。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、藤棚の状況につきましては、すいません、私も把握してなくて申し訳ございません。その分につきましては、今御指摘いただきましたところでございますけども、どういった形でやっていけば、藤がまた藤棚のほうに戻ってきてするのかというのは、ちょっと専門家の意見等も聞きながら進めたいと思いますが、専門家に委託するという形とかにつきましては、ちょっとまた、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

なかなか難しいのでですね、一回だけ剪定してもらって、花を咲かせる工夫をしてみたらと思います。

それから、桜については、皿山は、今全国にやっぱり300以上の種類があるわけですけども、皿山にも100種類以上の桜があるわけです。そして、もうだいぶ大きくなってきてます。ですから、そういった桜を生かして、桜の山にするためにもですね、全体的に管理の仕方を考えていけばと思います。そして、春には町内外から多くのお客さんが見えますので、すばらしい桜の園だなあと言われるような園にしてもらえばと思います。皿山は、町長は佐々町の豊かな自然環境のシンボリックな拠点と位置付けておられますので、ぜひそういったものを考えてやってもらえばというふうに思います。

次に移ります。

次に、道路維持管理についてであります。日頃、皆様方に努力されて、管理をされてると思います。私も定期的に巡回をしておるわけですが、昨年と比べて、やっぱり草刈りもよくされて、また道路についても大体管理をされてますが、道路側溝についてはですね、道路のつなぎ、側溝のつなぎから路肩が崩れたところが多く見られます。これは、大きな災害につながるおそれがありますので、その道路の維持管理について、年間計画などあれば教えていただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、道路の維持管理についてでございますけども、これにつきましても、道路の維持補修班のほうで定期的に巡回をしながら、そういった詰まり等を発見した場合には、早期に適応をしているところがございますけども、なかなかそこまで目に届かない部分、落としてたとは申し訳ないんですけども、そういう部分がございますので、そういうところにつきましては、御指摘いただければ早期に対応ができていくのかなというふうに思っています。

先ほどおっしゃいました年間の管理計画というものでございますけども、特別、年間を通して、この時期のこれをしていくという計画等はございません。その都度、必要に応じて業務をしていくという状況でございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

その都度していくということですけども、日ごろの管理というのがもう本当に大事になってくるわけですよ。ですから、やっぱり雨が降ったりとか、そういったときには、必ず巡回をする習慣をつけておけばですね、ある程度守れると思います。

特に、中山間については、の道路についてはですね、ほとんどやっぱり側溝が詰まってしまって、そして路肩を流して、路肩が崩れているというところで、特に、小春露切橋線とか、そういった山のほうではですね、コーンをだいぶん立ててありました。それがやっぱり崩れると大きな災害につながります。そういうことですね、1か月に何回かは作業班の方でもいいですから、雨降りでもずっと巡回していくと。そういう習性をつけて道路管理すると、町民からも、どこが崩れているぞと言われる前に、発見されるんじゃないかあというふうに思います。

忙しいなかにもいろいろまた私が言うわけですが、やはり、これはやって、道路管理をやっていないと、本当に大きな災害につながるということを思いまして、そう言ってるわけですが、計画云々もできないのだったら、例えば作業班の雨降る時期とか、月に何日か決めてとか、そういう管理の仕方はできないんですか。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

大変、御迷惑をかけてきて、なかなか、すべての道路にですね、目が行き届かないということでございます。側溝の詰まりとか、流水の越流によりまして、住民の皆さん方に大変迷惑をかけているということもあっております。大変申し訳なく思っているところでございます。

町としましては、やはり日常的なですね、道路のパトロールとか、梅雨前の点検というのは、現在、行っているわけでございますけど、なかなか全部ができないということで、町としましては、やはり可能な限りのですね、迅速な対応ということで、復旧をしながらですね、やはり応急処置しながらやっているところでございます。そういう状況がある場合は、先ほどもお話がありましたように、町内会長さん、住民の皆様方がですね、御連絡いただければ、町としましては対応ができるんじゃないかと思っておりますので、どうぞ御協力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7 番。

7 番（橋本 義雄 君）

私もですね、台風時、また雪降り、それから大雨時についてはですね、地元の町道については、必ず巡回をします。そして、なぜかと言うと、神田には施設があります。そういった施設の通勤等にもかかわりますので、常に通られるような状況をつくるようにはしてはいますが、私も体があんまり丈夫じゃありませんので、ずうたいだけは太かですけど、足が悪くて、あんまり行けないですけども、ある程度はしてるつもりでございますので、町の皆さんもですね、建設課の皆さんもちょっと行ったついでに山を回ったり、その現場から確認をしたりというふうな努力をされれば、わざわざ行く必要がない。やはり、かなり現場に出ておられますので、現場、現場で見なければ、何とかなるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。通り抜けのできない道路についてということで、何回か質問させていただきましたが、再度質問いたします。

災害時の避難道路として、また緊急時の道路として必要不可欠と思われるところがあります。安全・安心生活道路として、住民の要望をくみ取ることにはできないのかお尋ねいたします。

前から言っているんですけども、こういった道路が幾らあって、そして、今現在、どういふふうな改良をされているのかというのを一回聞いたことがあります。そういう点について、今、どういふふうな改良の仕方をされているのかをちょっとお尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

通り抜け道路ということで先ほどお話がありました。6月の定例会でも多分、御質問があったんじゃないかと思ってます。

このハザードマップといいますか、その際のハザードマップの作成とか、避難場所とか、表示板を立てることで、一応、特定するわけでございますけど、住民の皆様にはわかりやすくするためにですね、最短距離で安全に避難所へ行くためのということで、避難道路等の必要というのは我々もよく考えておまして思っております。

この通り抜けのできる道路には、ハザードマップによりまして、道路の経路とか書いてるわけでございますけど、防災上消防自動車が多方面から進入できるようになるってことをしなければならぬと思っておりますし、やはり、非常時にですね、重要な整備が必要であるということは認識しておるわけでございます。

やはり町としましても、その限られたですね、予算の中でですね、優先順位をつけながら、やっていかなければ、整備していかなきゃならないということで、御理解をいただければと思っておりますし、また、用地の問題とかもあります。それから予算を含めた条件が整ったときにですね、実現できるんじゃないかと思っておりますので、それまで御不便をかけるわけでございますけど、御理解をいただきたいと思っております。

やはり我々としましても、住民の安全・安心のためには、そういう道路というのは多分必要でありますので、通り抜けができるようにですね、なるべく努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

言われたとおり、予算的にもいろいろあるかもしれませんが、しかし、その後、道はですね、順序、やっぱり優先順位もあろうかと思いますが、それに沿ってやっぱり少しずつ、少しずつ改良していかなきゃいけないと思っておりますので、そこんところの予算のつき次第ということでございますが、やはりですね、住んで一番良かったと、今、住んでみたいというようなまちづくりのためにはですね、やっぱり安全・安心が一番ですから、通り抜けて防災的にもちゃんと備わっているということなんです。

ですから、こういう通り抜けのできない道路等はいっぱい、いっぱいあると思います。しかしながら、先ほど言われたように、防災的なものを考えながら、そして優先順位をつけながらやっていってもらいたい。それもその緊急度があるところからやってもらえばということで、お願いをしときます。そういうことで、これは、ここの、についてはこれで終わります。

続きまして、農産物のブランド化ということでですね、第6次佐々町総合計画・後期計画の中に、農業の担い手を確保していくために、認定農業者などの生産能力の高い後継者の育成・支援を進めていくことが求められています。また、「農業者所得のアップのため、町の特性を見極め、主要作物等のブランド品の選定や販売推進の方法を検討し、今後の方向性を見極めることも必要です。」とあります。どう検討をされたのかお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町の総合計画におきまして、町の農業振興ということで担い手の確保のために、認定農業者とか、それから新規就農者の増加というのを目指して進めているわけでございます。現在の状況については、維持確保ということ、今の現況で確保がとまってるんじゃないかと思っております。

また、先ほどお話がありましたように、農産物のブランド化というのは、特色ある、やはり農産物の生産につながりますので、付加価値を見出しながらですね、ひいては農業の所得向上にもつながっていくものと考えられますが、現状、本町においてはなかなか厳しく、新たな推奨するような作物はなかなか出てこないということでございます。

また、ブランド化も農業の意欲を出すための一つということで、我々も考えているわけでございます。やはり生産体制の確保とか、流通への課題など問題が多くありまして、町としまして推奨するというのは、なかなか厳しいということでございまして、今、そこの中でですね、なかなか本町としましても、本町における農業というのを、特徴を見出すのは、やはり農業の魅力アップとか、特色ある農業につながりますので、やはり県とか農協等、関係者等、意見を聞きながらですね、やはり一緒になってですね、ブランド化といいますか、そういう農産物のブランド化のイメージアップっていいですか、そういうことで、やはりやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

なかなか町長が難しいということですけども、考えないで、今、農業で一番農業者が栽培をしているのは何かということです。それは米ですよ。米は全農家が大体つくっておられます。そこからブランドをつくってあげばいいんじゃないですか。例えば、今、木場地区においては、何か棚田米ということでやっておられますけども、大きく分けて2つ、佐々川の水を使って栽培している、佐々川の恵みを使って栽培しているお米、それから中山間につくっておられる米、両方2つをブランドとして、「佐々川米」、それから「棚田米」そういったものをつくってあげばいいんじゃないですか。

例えばですよ、例えば、そのためにはやはり味がまず、味をよくするための栽培方法を考えなきゃいけない。それは普及所とか、また農協も携わって一所懸命してもらえば、何とかできます。そして、まず品種を選ぶことです。そして、それから、大事なものは、米の収穫時期と、それからの乾燥具合、保管、それを全体的に考えてですね、佐々川で育った米をブランドとすれば、そこにある今、井堰が7つか6つありますけども、その井堰の耕作者は全部そいに当たるわけです。

そして、また今、品種改良された「なつほのか」というのがあります。それは、産経課長も知っとると思いますけども、これが非常に味がいい。今までつくってる「にこまる」、それから「ヒノヒカリ」、それに上回る味だと私は思います。皆さんに、だいぶ試食をしてもらいましたが、すべてがそういうふうに答えが返ってきました。ですから、そういうブランドをつくるために、これは全部一緒にせろとは言いませんが、やはりその地区、地区によって米の味も違うし、そしてつくり方も違ってきますので、まず、土壌改良をしながら、そして、どうしたら同じ味にできるかと、そういうことを考えると、地区、地区でこうやりながら、総合的に佐々川の恵みとして、米としてブランドができるんじゃないかと。

そして、今そこにある棚田でつくっておられる米というのも、すばらしい味をしておりますので、それからはじめからそういった栽培歴をつくって、そして、おいしい米を販売できる。そういうふうに考えたらどうでしょうか、町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の米のブランド化ということで販売したらどうかということで、今棚田がブランドっていいですか、生産とかいろいろな方法で差別化できるということで、前「合鴨米」と、それから「棚田米」というのが、今販売をしているわけでございまして、生産においても土壌改良とか有機栽培の方法とか、いろいろなこう化学肥料を使わないで、農薬の低減とか、付加価値が見いだせるものをということで、町内全体です、先ほどお話がありましたように、普及の可能性のあるってことは、米がですね、一番皆さんがつくっていらっしゃるというのはよくわかるわけでございます。

町としましても、そういう希望される農家とか、集落で取組が考えられる場合は、やはり県とか農協にもこう相談をしながらですね、指導いただけていけるようお願いをして、やはり米が皆さんでブランド化をやろうということになれば、そういう町としましても支援をしていかなければならないということで、また町からもそういうことで、ブランド化ってお願いをしなければならぬではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

町長はどう思われますか、この米。生産者うんぬんよりも佐々町、また産業経済課が主になって、まずは起こして、そしてブランド化を進めないで、これはよそに聞いたって、聞いて、それで、じゃあ、やろうかやるまいかじゃ、ちょっと先に進まんちやなかろうかと思うわけですよ。

そいで、また一つ言えるのはですね、これをですね、佐々町の米を、佐々町の人に食べてもらうということを前提に考えたらどうでしょうか。

ですから、米屋さんもいっぱいあります。その人たちも一緒に協議をしながら、佐々町のブランドをつくっていくと。そういうふうな形でですね、全体で、そして農家の収入をアップすると。そして、米農家が元気になれば、農業振興もたやすくできるんじゃないですか。

やっぱり、そうして、そうするためには、今まで米農家のベテランがおられます。各地におられます。そういった人たちの力を借りながら、農業委員会、そして普及所とあわせて、その難しくない、いや、確かに、味をそろえたり何だり難しいこともあります、これ、やれんことじゃないと思うんですが。

そいで、どうでしょうか。そういう大きな目で、佐々町のブランドとして「なつほのか」と私は思うんですけども、それは、まだ皆さんで考えていいんですけども、それをブランド化して、佐々町の米として、することによって、それから、また枝葉が出てくるわけです。佐々町の米がいいとなったら、そこに酒をつくりましようとか、そういった枝葉がずっと出てきて、ブランド品がまたいっぱい出てきます。

そういうことで、きょう返事せろとは言いませんけども、前向きに考えてください。どうでしょうか、経済課長。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております米のブランド化につきましては、現在、直売所の方などでもですね、先ほど町長申されましたとおり、「棚田米」や「合鴨米」という形で出されているかと思っております。

また、各スーパーにおきましても、産地直売のところで佐々町の方も売られてらっしゃる部分があります。ただ、今、出してらっしゃる分が、やはりその、土地を出した形での銘柄で売られておりますので、佐々町という形の名前が出せるような形ですね、皆さんが共同して取り組まれて進めていただけるような、そういった環境のほうをつくるというのも、もちろん必要かと思っておりますので、町も協力しながら、そういった進め方を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

ここでいろいろもう結論を出せとか、そういうことは言いません。ただ、ブランドとしてですね、佐々川の水でつくった米、そして棚田でつくった米、この2つを大きくブランド化してすることによって、農業が活気づくんじゃないかと、そういうふうに思います。ですから、これについてはですね、慎重に協議をなさってもらえばと思うんですけど、町長、どがんですかね。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

米のブランド化ということで、やはりこの今「棚田米」とか「合鴨米」をやっているわけですが、やはり差別化というのはどこで差別化をやるのかっていう、有機栽培とか、土壌改良とか、化学肥料の軽減とか、いろんなことがあるわけです。統一した様式がなければならぬと。これ、町が、我々が一生懸命こうやりますよと言っても、やはり農協さんとか、やはりいろんな県とか、関係機関とかから御指導を受けながらですね、やっぱり一緒になってやっていかなきゃならないわけですので、そこら辺を十分、農業委員会とか、それから産業経済課で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

ぜひそういうふうには検討してもらって、早くブランド化になればいいなと思っておりますけども、この件についてはこれで終わります。

次に、議員研修においてですね、四国中央市のデマンドタクシー、それから新宮町内運行福祉バスについて研修を受けたなかでですね、私として、新宮町内運行福祉バスについてですね、非常に興味があります。また、新宮町においても中山間が多いところであります。そういった中でですね、佐々町としても、これから高齢者が多くなり、中山間地のことを考えると、今のタクシーチケット、初乗りチケットではですね、生活交通の確保はできないと思っております。予算的にもそんなにかからないと思っております。それは先日、3番議員も質問で言われたとおりであります。そういうことでですね、この福祉バス事業はほかのところも、佐々町の人口の1万4,000ぐらいのところではやっていると多々あります。そういうことで、資料を取り寄せてですね、検討なさったらどうでしょうか。佐々に合う福祉バスとして検討なされたらどうでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、きのうも永田議員のほうから御質問があったと思っております。福祉バスについてでございますけど、デマンドタクシーっていいですか、この、きのうはバスのことでお話がありました。

今、町としましては、現在75歳以上の方を対象にですね、高齢者の外出支援タクシーということで利用助成を支援しております、75歳以上の方々にですね、タクシーのチケットをやっているわけですが、今、利用者は4分の1程度の利用ということになっているわけですが、この利用の背景としましては、タクシー券の1枚ではなかなか、移動の範囲っていいのは限られてきますので、やはり高齢者の方でも自家用車を運転する方が便利だということもお話を聞いております。そういう中でですね、やはり、今お話がありましたように、町の中心部から山間部のほうについては、初乗り運賃だけではなかなか厳しいと、それ以上の料金を負担が出てくるということで、そういう実態があると、我々もそれはよくわかっておるつもりでございます。この実態っていうのをやはり踏まえて、今度こういう福祉バスをどうするのかっていうのはですね、やはりきのうもお答えしましたように、超高齢化社会っていうこ

とでありますので、この公共交通網の組立てっていうのは、やはり持続可能なものやっていかなきゃならないと思っておりますので、これから十分ですね、議会の皆さんとともに、皆さん方とですね、共有しながらですね、どういう一番方法がいいのかっていうのは検討させていただければと、お話をさせて、一緒にですね、検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7 番。

7 番（橋本 義雄 君）

ちょっと、四国中央市のね、新宮町の概要説明いたしますとですね、やはり路線バスの廃止に伴い、こういった地域住民の生活、交通を確保するために始められたものであります。そして、今はですね、高齢者や園児、小中学校の通学のために重要な交通手段となっているということなんです。

佐々町も、路線バスが廃止されてから、もう何年かたつわけですけども、例えば佐々から神田療養所まで、それから木場まで、佐々から木場とか、そういった路線バスが廃止された時に、こういう形であればスムーズにいったんですけども、しかしながら、今からでも遅くはなかと思ひます。このバスについては、そんな大きなバスじゃないんですよ。14人乗りとか、そういったもので巡回されております。そして、そういった今の佐々の路線の考えをいいますとですね、やっぱり木場地区、それから神田地区、それから江里、大茂、志方と回ってくる3つの路線を考えていけば、わりといくんじゃないかと。ただ、タクシー券のチケットのワンメーターのチケットはですね、近隣のために残さなきゃいけない。そうしないとワンチケットでですね、病院も行けない。そういうことで、例えば、日にちを決めてですね、佐世保市の病院に行くっていうたっちゃ、15分もあれば総合病院に行くんですよ。それを1週間に1回か決めとけば、遠くの病院でも運んで行かれます。そういうことでですね、ぜひ考えてもらいたいなあと思ひんですけど、どうですか、町長。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、福祉政策計画の中でもうたっていますので、やはり利用手段っていいですか、そういう地域福祉計画の中での高齢者の外出支援っていうのは、また、そこをうたっていますので、その中でバスにするのかタクシーにするのか、いろんな方法があると思ひます。やはり便利なような住民の方に、やはり高齢者などに負担をかけないようにですね、移動方法っていうのを十分考えてやっていかなきゃならないんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7 番。

7 番（橋本 義雄 君）

町長、我々も団塊の世代で、そろそろ高齢者のほうに入っていきます。そうすると高齢者は増えるわけですよ。その前に、ちゃんと手段を考えないといけないんじゃないか。病院で会うても同窓会するぐらい入ってくるかもしれんですよ。そういうことでですね、やっぱり早めに

考えてせんと遅かですよ。私たちが終わったら、もうずっと終わりですから、はい。そういうことで、ぜひね、考えていただければと。3番議員も言われました、いつやりますかということじゃなくて、早急に考えてもらいたいと、私は思います。そうしないと間に合わないです。

そういうことですね、私はこの前、神田のすみれ会に総会に参加したわけですけど、したら佐々町の老人会の方がですね、要望書を出しておられると聞いたんですけど、出しておられますよね。町長。要望書。高齢者巡回バスの運行要望書っちゅうのを。見らしたですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
見てます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

見とらす。ここに書いてあるとおりですよ。やはり、老人っちゅうのはもう、まず私たちもそうですけれども、免許証を返納せんばいかんです、後何年かたったら。そうすると、交通のあれがなくなるんですよ、手段が。そういうことですね、皆さんその簡単に、いや、もうまだいっちょ考えてって思うかもしれんですけども、時はすぐ過ぎてしまうんですよ。準備するとに1年、2年かかります。どうしてもそういうことをするなら、やっぱり試験等、そういうのをせんばいかんし、そういったことから予算的なことも考えんばいかんし、やり方も考えんばいかんちゅうとはあります。ですけども、やっぱり近くにいる人は、タクシーチケットの一乗りで病院でも何でも行けますけども、中山間におられる人、もう言うちゃあれですけど、木場に、角山、牟田原、神田、江里、大茂、志方、そういう人たちはどがんしてくればよかと。

_____ そいけん、そういうことですね、ぜひ早急に考えていただければと思います、福祉課長、どうですか。

議 長（川副 善敬 君）
それは、町長が答えんばでしょうが。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

きのうも、これは御質問でお答えしました。私も高齢者の仲間でございますので、やはり早く決めなければなりません。ただやっぱり、どうするのかっていう方法っていいですか、やはりそのお金があるわけですね。ただではいかないわけです。その、安くしますよって、安くするのが高くつくんですよ。結局、始めの導入をどうするのかっていうのもあります。バスを導入するのか、タクシーで行くのか、いろんなこう、あるわけですね。だから方法をもう少しよく考えて、やはり最大に安く経費で、最大の効果を上げるようなですね、方策を考えなきゃならないということで、今少し時間をくださいって。これ、いつって時期は我々もいきません。この前、きのうは永田議員からも御質問がありましたように、やはり試験的な運用、バスをす

る場合は、試験的な運用をしなければならないわけです。それで、初期投資をどうするのかって、初期投資がかかるわけですね、バス買うとか、いろんなこと、運転手さんとか、どうするのかとか。そういうバスをする場合は、そういう出てくるわけです。だから、その中で我々も、絶対必要だっていうとはわかってますけど、福祉的な乗り物っていうのは必要ですけど、バスっていうのはまだわからないわけですから、これは将来的に、町内の、やはり地域福祉計画の中で、やはり高齢者の移動手段っていうのは十分考えてやっていかなきゃならないと、なるべく早く我々もやりたいと思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

7 番（橋本 義雄 君）

わかりました。そういうことであればですね、考えていますということですので、ぜひ実現に向かってやってもらえばと思います。

いろいろこうジョークまじりで言いましたけども、真剣に佐々町老人会の要望を受け入れていただくと同時に、この早期、福祉バスがね、運行できますことを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

議 長（川副 善敬 君）

ちょっと休憩します。

（11時52分 休憩）

（11時52分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今7番議員のほうから、

__発言がありましたけど、これを削除したいと思いますよろしいですか。

（「はい。」の声あり）

それでは、7番議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。1時からです。

（11時53分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第3 議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第73号職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

次ページ以降につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、すみません。資料のほうをまずお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。こちらにつきましては、先ほどの法律が公布されまして、成年被後見人等について、欠格条項で一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みへ移行する改正がこの法律で行われております。

関係法律といたしまして、地方公務員法第16条の欠格条項、こちらに、公務員につきましては、条例で定める場合のほか、職員となり、競争試験若しくは選考を受けることができないということで、1号のほうに成年被後見人または被保佐人の項目がございますが、こちらが削除されております。

また、関係法律②のところでございます。児童福祉法第34条の20の欠格事由等というところで、こちらも1号のところで同様に削除が行われております。

これに基づきまして、2のところですが、佐々町の関係条例等の改正ということで、この法律の改正に基づきまして、職員の給与に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、佐々町職員等の旅費に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、この6本の条例が改正する必要がございましたので、今回、提案させていただいているものでございます。

すみません、3ページをお願いいたします。

まず第1条が、職員の給与に関する条例の改正の方でございます。こちらにつきましては、第21条期末手当の部分でございますが、こちらから——あつ、すみません、1ページでございます。すみません。こちらの期末手当の項目から、もともと期末手当につきましては、失職者につきましては、支給できないことになっておりますが、失職の項目でこの1号に該当する場合は支給できるというような項目がございましたけど、もともと法律から削除されたということで、これを削除させていただけるものでございます。4項につきましても、同じでございます。21条の2、こちらのほうも同じような表現になっております。

次のページをお願いいたします。

22条が勤勉手当の項目でございます。こちら「成年被後見人または被保佐人」の削除を伴う削除が行われております。25条につきましても、同様でございます。こちらは退職者の期末手当の条項でございます。

第2条が、次のページいきます。

第2条の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございます。こちら先ほどと同様に、「成年被後見人または被保佐人」の削除により、欠格条項がなくなっておりますので、その分が削除されております。

次のページをお願いいたします。

第3条、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございます。こちらにつきましても、同じように、地方公務員法の16条の第1項第1号の部分が削除されておりますので、その部分で整理させていただいております。

第4条です。佐々町の職員等の旅費に関する条例の改正でございます。こちらは16条のほうに、改正前が2号、3号、5号ということで、各条文がございましたけど、その分が1号の分が先ほどの成年被後見人、被保佐人の分でございますが、それが削除されておりますので、第16条各号という形で表現を変えさせていただいております。

第5条でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございます。こちらにつきましても、1号が削除されておりますので、順次、号が繰り上がって、2号という部分が1号に改正されております。

第6条でございます。佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。こちらにつきましても、児童福祉法34条の20第1項第1号の「成年被後見人または被保佐人」が削除されるため、号ずれが生じておりますので、4号を3号のほうに改正してございます。

すみません、議案のほうをお願いいたします。

朗読させていただきます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正部分を加えるとなっております。

1条の部分につきましては、職員の給与に関する条例の、先ほど説明した部分でございます。

4ページにいきまして、第2条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読を省略させていただきます。内容につきましては、先ほど説明させていただいた分でございます。

次のページ、第3条、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読を省略させていただきます。内容につきましては、先ほど説明した分でございます。

次のページにいきまして、第4条、佐々町職員等の旅費に関する条例（昭和31年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、朗読については、省略させていただきます。

次のページ、第5条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和28年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、朗読は省略させていただきます。

最後に、次のページいきまして、第6条、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読を省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第4 議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

次ページ以降につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、それではまた、資料のほうを先に御説明いたします。

職員の給与に関する条例等の一部改正についてということです。職員の給与改定ということで、一般職の給与改定の内容でございます。給料表につきましては、適用日を平成31年4月1日にさかのぼりまして、民間給与との格差を踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じて改定を行っております。行政職給料表として、平均改定率は0.1%となっております。

具体的につきましては、初任給を1,500円引き上げ、一般職高卒に係る初任給を2,000円引き上げ、それを踏まえて、30代半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行っております。

改定額及び対象者でございますが、11月1日現在としまして、改定対象者が42名。すみませ

ん、全体で92名中、42名ということでございます。

医療職給料表についても、同様なものでございます。

勤勉手当、人事院勧告の内容に準じて、令和元年12月の支給割合を0.05月分引き上げて、0.975月分とし、期末勤勉手当の年間を4.5月に改定するものでございます。

具体的には、図表に書いてるものでございますが、令和2年度からにつきましては、6月を0.95、12月を0.95ということで、僅少を図るものとなっております。

3番目の住居手当、こちらにつきましては、令和2年4月、ですから、来年の4月からの住居手当の改定となっております。人事院勧告の内容に準じて、手当の支給対象になる家賃等の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げるとい形になっております。

2番目で、特別職の給与の改定の内容でございます。こちらも期末手当について、令和元年12月の支給割合を0.05月分引き上げて1.725月分とし、年間3.4月に改定するものでございます。令和2年度につきましては、僅少を図って1.7月分ごとに6月、12月に支給されるという改定になります。

影響額につきましては、記載されととおり、一般職の月次給与で74万5,000円、一般職の期末勤勉手当で16万1,000円、特別職期末手当で約27万円となっております。なお、住宅手当につきましては、来年4月1日からという形になりますが、11月現在の受給者で試算しましたところ、17万4,000円の減額となることとなっております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

朗読させていただきます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加えるということでございます。

まず、先ほど説明しましたとおり、第22条勤勉手当の欄でございますが、支給割合を12月分を「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございます。

2ページお願いいたします。行政職の給料表となっております。下線が引かれた部分が改正された部分でございます。

8ページ、こちらが医療職給料表の改正された部分でございます。医師に該当する部分でございます。

13ページ、こちらが医療職給料表の（二）でございます。栄養士に適用する表でございます。

18ページ、医療職給料表の（三）でございます。こちらが、看護師、保健師に適用する表でございます。

27ページをお願いいたします。第2条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。文面につきましては、朗読を省略させていただきます。内容につきましては、先ほど説明しましたとおり、12月に支給する場合の期末手当「100分の167.5」を「172.5」

に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。こちら、期末手当になりますが、こちらと同じように「100分の167.5」を「100分の172.5」に、12月分のほうを改正させていただくものでございます。

次のページになります。第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の部分につきましては、朗読を省略させていただきます。こちらと同じように期末手当の分でございます。「100分の167.5」を「100分の172.5」に改正させていただくものでございます。

30ページをお願いいたします。第5条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。こちらにつきましては、まず住宅手当、13条の2ですね、先ほど説明しましたとおり、住宅手当のほうが下限を4,000円引き上げまして、手当の上限を1,000円引き上げられたというような改正になっております。1万2,000円を超える家賃に対して住宅手当を支払ったものを、1万6,000円を超える家賃に対して住宅手当を支払うというような改正になっております。

2号につきましては、こちらにつきましては、住宅手当の算定額の条項でございます。

31ページをお願いいたします。こちら勤勉手当の条項でございますが、年間の支給月数を全体で「4.45」から「4.5」に引き上げたということで、それを6月、12月を同じ数字にするということで「100分の95」に再度改める条項でございます。

こちらの適用が、来年の4月1日からの適用ということで、別建てで改正させていただいております。

32ページをお願いいたします。町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。期末手当の項目でございます。こちら6月支給と12月の支給の分を率を同じにするものでございます。来年4月から率を同じにするという改正でございます。

第7条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。こちら教育長の期末手当の部分でございますが、こちらと同じように6月支給と12月支給の率を同じにさせていただくものでございます。

34ページ、第8条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等については、朗読を省略させていただきます。こちらと同じように、期末手当の率を6月、12月を同じにするというような改正になっております。

附則。施行期日等。この条例は、公布の日から施行する。ただし、5条、6条、7条及び8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

適用。第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3、第1条の規定（給与条例第22条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例（次項において「改正後の町長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与条例」という。）の

規定及び第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

給与等の内払。4、第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）、改正後の町長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定若しくは第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の町長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定若しくは改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなすということで、給与の内払の規定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ただ今の説明についてですね、改めて確認をしたいと思います。

1点は、第5条関係のですね、職員の住宅手当改定についてなんですけれども、住宅手当の改定理由について簡単に御説明いただきたいことと、それから、今回の改定に伴って、いわゆる住宅手当が増額になる職員の数と、減額になる職員の数がそれぞれ何人ほどになるのかということもわかっておれば、お答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、住宅手当の増額になる、11月1日現在での、今、住宅手当をもらってる職員ということでお答えさせていただきます。

増額が11人、減額が14名、増減なしが1名ということでなっております。

住宅手当の理由でございますが、国において、人事院勧告でございますが、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、令和2年4月から、手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げることとされて、改定により生じる原資を用いて民間における住宅手当の支給状況を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げることとされたということが、人事院勧告の理由でございます。これにしたがって、本町も改定を行ったということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ただ今、報告がありました。答弁がありました。要するに人事院勧告は、公務員官舎のいわゆる家賃といいますか、その規定が変わったということの一つの理由にされているようですね。町の職員の場合は官舎はないわけですね。なのにどうして、そこをそのまま準

用されたのかということについてお答えいただきたいです。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

これにつきましては、公務員の給与というのは、近隣の民間企業、又は、近隣の自治体の給与等と合わせるということが原則でございますので、他自治体の住居手当の経過措置に関する組合等の妥結状況等を勘案しますと、県内のほぼ、15自治体でほぼ大体、県も含めてですね、県を含めると16自治体ですか、そういうことで同じような改定がなされるということをお聞きしておりますので、その中で、うちも僅少をとって改定を行ったということでございます。

議長（川副 善敬 君）
よろしいですか。ほかに。
5番。

5番（阿部 豊 君）

1点だけ。今回の給与改定の提案につきましては、労使合意の提案であるかの確認をしておきたいと思っております。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

組合交渉を行って、労使合意をとった提案ということで、提案となっております。

議長（川副 善敬 君）
ほかに質疑はありませんか。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
3番。

3番（永田 勝美 君）

ただ今の、特に第5条にかかわって反対の討論をいたします。

一つは、改定の理由で、今お答えいただいたように、公務員官舎の家賃の引上げが要因という、佐々町とは全く関係のない理由で住宅手当が改定されるということ。

2点目はですね、相対的に見ますと、高い家賃の住宅の場合は、若干上がって、中間層の家賃について下がると。一番低いところは、下限が上がるわけですから、相対的に下がるということでもあります。ですから、今回の人事院勧告がそもそも若年層の引上げを中心に行ったというふうになっているのに、相対的にはその今回の住宅手当の改定って逆行するんじゃないだろうか。相対的に賃金の低い、若い職員が低い家賃の住宅に住んでいる場合は、相対的に家賃が下がって、住宅手当が下がって、相対的にですけれども、高い家賃のところについて若干上がると。

佐々町の場合は、これに対する影響額がマイナス17万4,000円というふうに資料で示されておりますし、先ほどお答えになったように、増額になる職員よりも減額になる職員が多いとい

うのもですね、非常に問題だというふうに思います。特に、この10月1日から消費税も引き上げられてですね、負担も増えるというなかで、そういった賃金のマイナス改定につながる改定というのは認められないというふうに考えます。本来ならば人事院勧告を参考にしつつも独自の住宅手当というのは、やはり構成すべきではないだろうかということを考えて、反対の討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）
討論はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

— 日程第5 議案第75号 佐々町防災会議条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）
続きまして、日程第5、議案第75号 佐々町防災会議条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

次ページ以降につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。資料のほうをお願いいたします。

佐々町防災会議条例の一部を改正する件でございます。こちらにつきましては、委員の追加ということで、近年、先ほど提案理由で述べましたとおり、大規模災害の発生と地域防災計画を今回改定しておりますので、その中で、防災会議の所管事務を効果的に遂行するために改定を行いたいということで、委員のほうの追加をお願いさせていただいております。

また、用語について、現条例中、災害対策基本法で定義されている用語との相違がありましたので、その中の整理させていただいております。

具体的には、本条の第3条第5項の委員に「佐世保市消防局の部内の職員のうちから指名す

る者」という条項を加えさせていただくということと、2番目に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を加えさせていただくというような形で考えております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町防災会議条例の一部を改正する条例。佐々町防災会議条例（昭和41年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えると。

改正後のほうを見ていただければと思います。第3条、会長及び委員。こちらのほうに5項で、委員は次の各号に掲げる者をもって充てるということで、こちらの分の1号につきましては、文言が違いましたので、修正させていただいております。

2ページをお願いいたします。5号のところに「佐世保市消防局の部内の職員のうちから町長が任命する者」を加えさせていただいております。

号をずらしまして、9号のほうに指定公共機関、こちらにつきましては文言の訂正をさせていただいております。

10号に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」という部分を加えさせていただいております。

6項で、条項等の整理をさせていただいております。

3ページになりますが、第4条の専門委員のところのこちらも文言の訂正ということで、「地方指定行政機関」から「指定地方行政機関」のほうに文言の訂正をさせていただいております。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 善敬 君）

討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第75号 佐々町防災会議条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第6 議案第76号 佐々町森林環境譲与税基金条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第6、議案第76号 佐々町森林環境譲与税基金条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第76号 朗読）

産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、まず資料のほうで御説明をしたいと思いますので、資料のほうお願いしたいと思います。

まず1ページのところですが、森林環境税についてですが、森林環境税は地球温暖化防止対策や間伐、再造林など、森林整備及びその促進に関する施策を目的とされまして、国が個人の住民税に上乗せして徴収し、私有林の面積や林業従事者などに応じて、市町村や都道府県に配分されるというものでございます。1人当たり1,000円の徴収とされ、年間で約600億円の税収が想定されています。森林環境税が始まるのは令和6年度からですが、これは復興特別税の徴収が終了した後に導入するためとされております。

次に、森林環境譲与税についてですが、先ほどの森林環境税で徴収されました税金を森林環境譲与税として都道府県及び市町村に受け入れられるものです。譲与基準につきましては、市町村に税収の9割に相当する額を私有林人口面積5割、林業従事者数2割、人口割3割で按分され、県に1割を配分し、制度当初は都道府県に譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行されるというものです。

これにより、本町は、上記の割合により今年度189万9,000円を受け入れることとなります。

次に、資料の先に、すいません、4ページのほうをお願いしたいと思います。一番最後のページになりますけども、こちらのほうで森林環境譲与税、市町・県別譲与税額の一覧表になりますが、表の中段に本町分の年度ごと譲与予定額が記載されております。こちらを見ますと、真ん中のところになりますけども、今年度令和元年度ですが、189万9,000円というふうに記載されておりますが、こちらが今年度入るようになっております。

それと、1段目のほうになりますけども、按分割合がありますとおり、市町が80、県が20になっておりますが、3年ごとに県との割合、按分割合が変わりまして、試算されているものになります。最後のところを見ますと、15年度になりますけども、そちらを見ますと、市町が90、県が10という割合になっておりまして、現在試算されている分の数字で言いますと、令和15年度は641万ほどの金額になるというものでございます。毎年この金額が譲与されますので、こちらを積み立てまして、必要に応じて活用するため、今回の条例を制定するものでございます。

2ページのほうに戻りまして、2ページの一番下の段になりますけども、こちらのほうに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の抜粋を載せておりますが、こちらで、第34条で、市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する経費に充てなければ

ならないとなっており、まず、1号で森林の整備に関する施策、2号で森林整備の担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策となっております。この中段のほうに（3）のところで示しておりますとおり、森林環境譲与税の使途につきましては、各市町の使途のほうを参考にしまして、この譲与税を使用していくものというふうを考えております。

まず1つに、森林整備の促進であったり、森林管理道の開設及び維持補修等、また、新たな森林管理システムの推進としまして、こちらは意向調査等に係る費用等になります。

また次に、台風等により被災した森林を復旧するため、風倒木の伐採や作業道の補修、また、公共施設の木造化や内装、机などの木質化及び木製遊具やベンチの設置、木材利用の推進、また、臨時職員の雇用や職員等の研修費用及び旅費、こういった業務事業を想定して使っていくものというふうを考えております。

議案のほうに戻りまして、議案のほうを朗読させていただきます。

佐々町森林環境譲与税基金条例。

第1条、設置の目的。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項の規定に基づき、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てることを目的とするため、佐々町森林環境譲与税基金（以下「基金」という）を設置する。

第2条、積立て。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関の預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

第4条、運用益金の処理。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条、繰替運用。町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条、処分。基金は、第1条に定める設置の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第7条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この件に関しましては、担当委員会で基金に積立ってという条例でございますので、これにつきましては異議はございませんけども、本来、今までの施策において、国が森林整備で行ってきた施策に失敗があったということで、改めて全国民に課税を1,000円付けて取っていくということでございます。現在、長崎森林環境税が我々も徴収されておりますが、それが令和3年度で、今のところ完了する予定になっておりますけども、この長崎環境税を利用しての林業の政策と、またこの今回制定される基金を使つての林業の整備ですか、そこら辺の兼ね合いに

ついて、どのようにお考えかというのをお尋ねします。

もう一つは、森林所有者が定義になっているわけですが、税法上森林所有者は山林とかいろいろ持った方が、山を所有者と思うんですが、この今回の対象になる事業の森林所有者の定義はそういう考えでいいのか。当然今からこの森林所有者に意向調査を行って、自分で管理するのか、それとも町のほうにお願いするのかがかかっているのが問題になってこようと思うんですが、そこら辺の定義をちょっとお尋ねしたい。

3点目が、通常でしたら人工林についての施業とか間伐とかは、今まで林業公社とかそれぞれ委託契約して行ってきたんですが、今回の森林環境譲与税を使って行うものは、雑木林までについて町が管理するようになるように私は思っているんですが、そこら辺のところを具体的に、雑木林まで管理しなさいということになっているのか、それが森林所有者と契約することによって、町が管理していくようになるのか。3点ですかね、4点ですかね、御答弁願います。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御質問のまず1点目でございますけれども、県の環境税との兼ね合いという形になりますが、まず県のほうとしましては、今現在進められている分の環境税の期間が令和3年まででしたか、そちらまでという形で考えていらっしゃるんですけど、期間がきたらまた見直すという形ではされておりますけれども、それに合わせまして、現在環境譲与税がある分と合わせまして、また検討されるということですので、そちらの結果のほうを見たいというふうに思っております。

それと次に、山林の所有者の定義になりますが、山林につきましては、現在所有されている方、登記でされている方にはなるかと思っておりますが、そちらの方というふうに定義をしまして、対応していくというふうになるかと思っております。

それと、森林の木材、木材といいますか、樹種のほうになりますけれども、雑木林というのも対象になるというふうに考えております。今回のその森林整備に至りましては、所有者が不明な場合で、整備が至っていないところは、先には危険性が出てくると、そういったものを回避するためにも、今回のこの譲与金の分で整備ができるというふうになっておりますので、そういった形で町が受け入れるような形がとればですね、そういったところも対策をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今回の基金のほうをそういった活用のほうにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

先ほど、長崎県の環境税については令和3年までということで、本来的にはですね、長崎環境税で利用できる補助金とかはそれで使って、そこにはないものを単独で町がするようにと、私は思ってしまったものですから、今回新たにですね。ですから、先ほど課長が申された森林の整備ですか、人材育成、それから普及啓発、木材利用、それから森林施策、この森林施策ちゅうのが、新たに町の単独事業としてどういうのがされるんですかということで、今から検討なさるということでしょうから、それは結構なんですけど、されれば、来年の当初予算で出てくるのか、あと3か月しかないものですからですね。ですから、あとはそれぞれ徴収、税で取っていくものですから、このそれぞれの目的に町の単独事業、新たにつくるならつくるような要綱

をつくるとか、森林整備にはどういう方が対象なのかとかですね、それから、人材育成はどうしていくのか、それぞれの項目についてですね、やはり使途が国から来ていると思いますので、これを早急に検討して、まず本人の意向調査が先行だろうと思うんですが、それをしなくちゃいかんのかなと思うんですが、それぞれ要綱をつくるお考えがあるのかどうか、それをお尋ねしておきます。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御質問の町単独での施業になりますけども、こちらにつきましては、まだ現在考えているものではございません。現在、今回の環境譲与税がございますので、こちらをうまく使うような形でですね、進めていきたいというふうに思うところでございます。

それと、あと使途につきまして、幾らかこう参考の例をあげさせていただいて、本町に該当するようなどころを使わせていただこうというふうに考えておりますけども、こちらにつきましても、今後また実際の施業にかかります森林組合と、あと公社のほうとございますし、県のほうとも協力しながら、対策をどうやって講じていくのかというのも合わせまして、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

要は、今問題になっております温暖化対策とかですね、そういう問題もあるものですからですね、要するに、今まで林業については予算がそう、そうと言いませんけど、あまり林業農家が少ないものから、力を入れてこなかったという面もあるんですが、それでは林業政策が駄目ってということで、新たに税金を課税されるわけですよ。ですから、今までの予算プラスこのお金を使って政策をうっていかなくちゃなるものから、佐々町の森林について、どういうパターンで整備していくのか。無理なら無理な計画をしたら仕事が過重になるものからですね、どこまでできるのかをやはり内部で十分検討して、担当委員会にですね、早く示していただきたいと思ひます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今の1番議員さんの御質問でございますけれども、担当課といたしましても、国のほうといたしましては、森林整備、またその促進に関します費用に充てるように言っておりますので、町といたしましては、近隣市町、または先進地等を参考といたしまして、時間的猶予をいただきまして、研究をさせていただきます、方針等が決まりましたら議会等へ報告をさせていただきますというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

基金のこの資料によりますと、佐々町に配分される基金は5年間で約2,000万程度というふうに表には載っております。積立ての計画は出されてるんですけども、これのその今の討論もありましたので、要するにいつごろからどのように使っていくのかということについては、ほとんどまだ計画されていないのかと思うんですが、改めて確認ですけれども、この使途について、検討はどのようにされているのか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今先ほど副町長が申しましたように、森林環境税がこの前、急にですね、降って湧いたように、国からの配分をするということで、これは実際に集めるのがだいぶ遅くなるわけですね。配分だけは早くするというので、私も初めてびっくりしまして、東京に行ったとき聞いて、そういうことで配分あるからということ言われたんですけど、この配分というのは、金額が先ほど申しましたように、大変少なくですね、189万9,000円でしょ。ということは、もうこれだけで事業するのはなかなか厳しいと思います。事業の内容について、先ほど須藤議員からも質問がありましたように、町としましては、しっかり精査してですね、やはり森林道の整備ももちろんでございますけど、やはり所有者との協議とか、いろいろなこうずっと出てくるわけですね。だからこれ一応基金に入れ、ためといて、この使用の方法については、やはり近隣とか、皆さんと協議をしながらですね、使途についてはやっていきたいと。やはり森林環境ですから、やはり森林のためですね、事業関係には使わなきゃならないと思っていますので、そういう方向性でですね、またそういうわかれば、決めれば、皆さん方とまた御相談をしてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひですね、計画等も急いでいただければというふうに思います。

改めてこの間、やっぱり森林行政にかかわってはですね、私自身も町議会にかかわるようになって、改めて、町からの多額の融資が公社にされていたりですね、そういった実態っていうのがありました。今回の森林環境税というのは、すべての住民税課税世帯から徴収ということになるわけですから、まだ徴収始まっておりませんが、実際は今復興税に続いてですね、切れ目なく取られるわけですから、そういった意味では、森林所有者に向けての還元という側面と、それから、いわゆるその、納めている町民に対するですね、還元という側面が、やはり実感できるような計画が求められているんじゃないだろうかというふうに思いますので、ぜひ参考にしていただければというふうに思いますので、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
答弁は。あれば、町長。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の永田議員が言われたように、もちろん森林、林業者のあれも守らなければならないわけ

でございますけど、やはり環境を守る、森林環境と申しますか、環境をやはり森林は整備しながらですね、災害等とか、いろいろな環境を守ることが目標でございますので、やはり税金を上乗せするわけですね、各個人に対してですね。そういうことで、やはり大切に使わなきゃならないということはやはり、先ほど須藤議員がおっしゃったように、目標をきちっと持ってですね、やらなきゃならないと思っていますので、そういう目標を持ってですね、きちっとしたことをしながら、皆様に御報告しながらですね、これ、使用させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 善敬 君）
討論を終わります。
これから採決を行います。議案第76号 佐々町森林環境譲与税基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。
しばらく休憩します。

（14時00分 休憩）

（14時10分 再開）

— 日程第7 議案第77号 佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第7、議案第77号 佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第77号 朗読）

次ページ以降につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。資料のほうを御覧ください。

資料の1ページ目、議案第77号 佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正についてということで、改正理由としまして、令和2年4月に地方公営企業法の適用を行い、公営企業会計へ移行します。地方公営企業を設置するにあたり、地方公営企業法第4条により、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない」とされており、既に地方公営企業を設置されている水道事業の設置等に関する条例に下水道事業を追加する改正を行うものです。

改正の内容としましては、水道事業のみの内容であるため、下水道事業を追加して、その区域や規模を追加するという内容になっております。

2ページ目を御覧ください。

佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正についてということで、公共下水道事業について、今回第1条においては、下水道事業を加えるための題名を改める内容としております。

第1条の2項については、「下水道事業の設置を定める」という文言を追加させていただくようにしております。

第1条の2というところには、下水道事業の法の全部を適用する規定を定めるための追加、または、法の基づいたその他のものを追加する内容に修正をするように考えております。

第2条については、経営の基本というところですが、下水道事業を追加する。また第2条の2項については、1項で水道事業が定められておりますので、3項に下水道事業の経営の基本を追加するような形で記載させていただいております。

それと、次ページの第3条ですが、1条の2で略称を規定しているため、法・令として、水道事業に下水道事業を加える内容に修正をさせていただいております。

あと、4条についても同じように下水道事業を追加する内容とさせていただいております。

次のページ、4ページです。第5条、議会の同意に要する賠償責任の免除というところにつきましては、地方自治法の改正により、第243条の2が追加されたため、現行の条項が繰り下がる内容及び下水道事業を追加する内容にしております。

6条、7条につきましても、下水道事業を加える内容として修正をさせていただいております。

では、議案第77号を見ていただきたいと思います。

議案第77号、1ページ目です。佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例。佐々町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年佐々町条例第12号）の全部を次のように改正する。

佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例ということで、第1条の2項に「下水道事業」を追加するようにさせていただいております。

同じく1条の2を追加して、下水道事業の法の規定の全部を令和2年4月1日から適用するというふうに記載をさせていただいております。

第2条は、「下水道事業」という名称を追加させていただいております。第2条の3項については、下水道事業の規模について、追加の記載をさせていただいております。

それと第3条、4条については、下水道事業を加える改正を行っております。

第5条につきましては、先ほど話をしました議会の同意を要する賠償責任の免除ということで、自治法の改正に伴うものでその条項の追加をさせていただいております。

第6条、7条につきましても、下水道事業を追加する内容にさせていただいております。

附則としまして、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の日の前日までに、改正前の佐々町水道事業の設置等

に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定になされた処分、手続その他の行為とみなすという全部改正を行わせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 善敬 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第77号 佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することにいたしました。

— 日程第8 議案第78号 佐々町公共下水道条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

続きまして、日程第8、議案第78号 佐々町公共下水道条例等の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

次ページ以降につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

添付してあります資料のほうを御覧ください。

議案第78号 佐々町公共下水道条例等の一部改正についてということで、改正理由としまして、佐々町水道事業の設置等に関する条例の改正と同時に、その他改正が必要な関係条例を改

正し整備します。

改正内容としましては、地方公営企業法第10条により、企業管理規程を制定することとなり、規則を廃止します。そこで、「規則で定める」等の内容を改正します。

また、下水道事業が公営企業となることに伴い、関係条例の内容を整備するものです。

資料をめくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。佐々町公共下水道条例等の一部改正について。

第1条としまして、佐々町公共下水道条例、用語の定義、第2条、それから第13条までの中に改正前が規則で定めるとされております。この文言を町長が定めるという改正を行うものです。

3ページ目です。第16条、水質管理責任者制度ということで、見出しがありませんでしたので、見出しを追加記載するようにしております。

第19条から次ページまでの第33条につきましては、先ほど言いました「規則で定める」を「町長が定める」という文言に改正をさせていただいております。

それと、38条につきましては、見出しの改正を一部行っております。

引き続きまして、5ページ目の第2条、佐々町特別会計条例ということで、第1条、設置について。佐々町公共下水道事業特別会計及び佐々町土地取得特別会計の削除を行い、号ずれを、修正をしているものです。

続きまして、6ページ、第3条、佐々町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですけれども、これには、下水道事業を加えるため、題名の改正をしております。それと第1条につきましては、下水道事業の企業職員の略称を規定をさせていただいております。次のページ、7ページです。

第4条、佐々町水道事業給水条例、これにつきましては、引用条例の改正に伴い、条例名を改正し、条項等の改正を行っております。

それと、第5条、佐々町情報公開条例、これにつきましても「公営企業管理者」へ改正を、「水道事業管理者」から「公営企業管理者」と改正をさせていただいております。

第6条、佐々町個人情報保護条例、これにつきましても、「水道事業管理者」から「公営企業管理者」に改正をさせていただく予定であります。

次のページ、8ページ目を御覧ください。

第7条、佐々町公共下水道事業受益者加入金に関する条例、これにつきましては、「規則で定める」というところを「町長が定める」と改正をするものです。

第8条、佐々町職員定数条例、下水道事業を加える改正を行うということで、第1条の趣旨というところで、下水道事業を加えさせていただいております。それと、第2条で職員の定数とあります。町長、事務部局の職員から下水道事業の職員へ、企業会計職員としての4人を移行するという形での改正を行う予定としております。

資料については以上ですけれども、議案のほうを御覧ください。

議案書1ページ、佐々町公共下水道条例等の一部を改正する条例。第1条、佐々町公共下水道条例（平成6年佐々町条例第16号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、第2条、次ページになりますけれども、2ページになりますが、「規則で定める」というところを「町長が定める」。第10条も同じように、また第11条、第12条も同じように名称を変えさせていただいております。それと、第16条につきましては、見出しがありませんでしたので、見出し、水質管理責任者制度を定めさせていただ

いております。

それと16条、19条、21条につきましては、「規則が」というところを「町長が」と改正させていただきます。

第22条は、見出しの修正をしております。それと、先ほどから話しております「規則で」というところを「町長が」ということで、33条までの改正を行わせていただくところです。

次、6ページ目です。第38条、「規則への委任」となっておりますけれども、ここは見出しの修正で、「委任」とだけにさせていただいております。

次、7ページ目。第2条、佐々町特別会計条例（昭和39年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等については、朗読を省略させていただきます。

改正内容としましては、公営企業会計へ移行するため、第1条にあります1条の3号、「公共下水道事業特別会計」について削除を行います。

それと、4号にあります「佐々町土地取得特別会計」についての削除を行い、号ずれの修正を行うものです。

次、8ページ目を御覧ください。第3条、佐々町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等については、朗読を省略させていただきます。

これについては、「下水道事業」を加えるため、題名を改めさせて「水道事業」に「及び下水道事業企業職員の」ということで、記載をさせていただいております。

それと、第1条、この条例の目的及び第2条のところにつきましては、「下水道事業」を加えているものです。

続きまして、9ページ目、第4条、佐々町水道事業給水条例（平成10年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

これにつきましても、第2条に「下水道事業」を追加し、条項等の改正を行っております。

続きまして、10ページ目、第5条、佐々町情報公開条例（平成14年佐々町条例第9号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

ここにつきましては、第2条の定義というところで、水道事業管理者、3号に「水道事業管理者」とありましたが、この部分につきましては、「公営企業管理者」と修正をさせていただくものです。

続きまして、11ページ、第6条、佐々町個人情報保護条例（平成17年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

第2条の定義、2号のところを「水道事業管理者」となっていたものを、「公営企業管理者」と改めるものです。

13ページ目を御覧ください。第7条、佐々町公共下水道事業受益者加入金に関する条例（平成22年佐々町条例第21号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

ここにつきましては、第12条に、「規則で定める」とありましたものを、「町長が定める」と改正を行うものです。

次のページ、14ページ目を御覧ください。第8条、佐々町職員定数条例（昭和52年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等については、朗読を省略させていただきます。

第1条の趣旨のところ、に、「下水道事業」を追加させていただいております。それと、第2条

の職員定数のところにつきましては、公営企業会計への職員が異動しますので、その町長の事務部局の職員が94名から90名、水道事業の職員が6名から4名増えて10名ということでの改正を行う予定であります。

附則。1、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、経過措置。この条例の施行の日の前日までに、改正前の佐々町公共下水道条例等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

以上、提案になっております。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

すいません、2点ほど。

委員会調査の際にですね、誠に申し訳ない、ちょっと感じなかった点が今感じているもので、ちょっと確認したいんですけど。公営企業法第10条による企業管理規程として規程を制定することになり、規則を廃止する。はい、わかります、ね。わかるんですよ。このことにより、「規則で定める」等の文言を「町長が定める」の文言へ改正する。

で、ですね、届出等の説明の際ですよ、町長が定めるとしたら、何かわかりにくいんじゃないかなってちょっと感じたんですよ。結局、規則を廃止、規程で定めるってしたほうが、対外的に届出をされる場合、される方がこの条例を読んだ際にですね、わかりやすいのではないかというふうに私は感じたもので、町長が定めるというふうに表現してしまうと、それどこに書いてあるのというふうにならないかなと。

規程で定めるところによりという形がベストではなかったかなとちょっと感じたもので、私の解釈が間違っているのかどうかを。私の解釈がおかしいんですよということであれば、そういったことでよろしいんですけど、ちょっと条例自体はこの届出等の部分もありますよね。除害施設の設置等の届出とか、町長が定める、除害施設を設置し、休止または廃止しようとする者は、町長が定めるところにより、町長はどこに定めていらっしゃるのかなというふうにならないかなと。

あらかじめその旨を町長に届けなければならないと、届け出た事項を変更するときも、その同様とするとか、そういった届出関係がある部分について、町長が定めるという表現は、はたしていかがなものかというふうにちょっと感じたもので、誠に申し訳ない、調査をした上で、再度の確認をしたい。

もう一点、確認です。資料の10ページに、佐々町職員定数条例の一部改正のちょっと細部の部分で記載してあるんですけど、この町長の事務部局、教育委員会、公営企業含めて水道事業、下水道事業ということで、定数の割り振り等々があっておりますが、これは内部のどこ、内部のあくまで基準的なものであって、縛りがあると、条例、規則に縛りがあるというふうなことではないんですよ。今、その確認。

結局、町長事務局の職員、何十人という条例でしか表現はないものですから、これをちょっとこう、また細分化されてますので、ここに縛りがあるのかないのかの確認をしておきたいと。

2点。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません、第1点目の第10条のところの、「規程で」というところを、「町長が定める」というところの分ですけれども、ちょっと資料が戻って大変申し訳ないんですが、議案第77号の資料に少し書かせていただいております。地方公営企業法施行令第8条において、法適用に必要な事務手続きを法適用前において行うことができ、これらの行為は、まだ設置されていない管理者に代わって長が行うことができるとされています。

今回、これに基づき「町長が」と改定を、すいません、させていただきます。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩をします。

（14時36分 休憩）

（14時47分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変遅らせて申し訳ございません。この前のこの「規程で定める」というところでございますけど、この前、上下水道も一緒でございますけど、下水道も「規程で定める」ところが「町長が定める」ところということで、今なっているわけでございますが、町としましてもですね、上水道同様にですね、「町長が定める」という形で改正を行わせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

もう一問の答えばもうとらんやったですけど、すいません。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません。先ほどのこの職員の定数条例の一部改正ということで書いてありますが、この実数でございますけど、定数条例に関係するのは、この定数だけののみでございますので、実定数は関係ありませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目、「規則」を廃止し、「規程」を制定するというのくだりで町長が定めるという文言になっているというポイントなんですけれども、上水道もそのような形になっているこ

とですが、やはりこれ条例等を読む場合、排水設備等の計画の確認とか、工事の実施、工事の検査、除害施設設置等の届出とか、事業者さん、まあ、対住民、対事業者さんということで考えた際に、わかりやすい表現にして条例をつくってあげるといふのがあつべき姿ではないかというふうに感じます。

これが間違いということでは私に申し上げておるわけではなく、今後ですね、やはり作成される際とかは、対相手方のわかりやすい表現につくつてあげるといふのが、伝え方という部分についてですよ、必要じゃないかというふうに思つますので、その点は今後研究を重ねて、そういった改正については大いに提案していただき、改善、改善に努めていただければというふうに意見をしてお、1問目の質疑を終わりたいと思つます。

2点目の職員定数条例の部分の資料の部局の部分については、この資料でいただつておる分は、あくまで執行側の枠の範囲ということで、これに縛りがあるということではないという答弁をいただきましたので、定数条例の今回改正された改正後の、第8条、職員定数条例、第2条の1項から5項までで、その縛りだけというふうを確認しましたので、わかりました。

以上。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
すいません、先ほどは、今阿部議員から御指摘を受けましたことにつきまして、やはりこの前も規程で定めるといふことは、やはりあやふやにこうしているといふことで、この前1番議員のほうからも御指摘を受けたと思つておつますので、これは十分ですね、精査をしまして、検討をさせていただければと思つておつますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
よろしいですか。
それではほかに質疑はありませんか。
3番。

3 番（永田 勝美 君）
特別条例の改定について質問いたしますが、今回、公共下水道特別会計を削除するといふのとあわせて、佐々町土地取得特別会計の削除を行うといふことで、これも若干委員会で議論になりましたけれども、改めてですね、その土地取得特別会計といふのは、どのようにして設置されて、なぜ今回削除するののかということについて、少し詳しく説明いただけませんか。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

議員御質問の土地取得特別会計の件でございます。これは、総務委員会のほうでもお話ししたところでございますけれども、この土地取得特別会計につきましては、平成3年度に設置をされておつます。当時は、南部運動公園の用地取得に関しまして、公共用地先行取得等、事業債の適用を受けるために、この会計がつくられたとなつておつます。

起債の償還が、平成15年度で終了しまして、会計自体はその平成15年度で終わつておるんですけれども、今回、この特別会計の削除をするといふ改正の機会が設けることができなかつた

ということで、今回あわせて削除をする改正を行うものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

いいですか。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

10ページと11ページに、5条と6条の情報公開とかの請求先のことなんですけど、3号の中に実施機関として、町長、個人、公営企業管理者、個人、教育委員会以下は、組織での請求先となっているんですけども、今のところ水道事業は、企業管理者制度をとっておられなくて、町長が小規模な自治体ということで兼務なさってるということなんですけども、今後もこの公営企業管理者を置いてするというお考えはあるのか。

いや、私があと1年ちょっとだから、私がしとこうというのか、それは言わなくて結構ですけども、あくまでも大きくなってきたらですね、任命をされるのかどうか。一応形的に公営企業管理者としてとっておられるために設置されたのかですね。

もう置かないとなればですね、要らなかったのじゃないかと思うものですから、将来的に置く可能性があるから、このように公営企業管理者として置かれたのか、そこら辺の考え方についてお尋ねしておきます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

この5条、すいません、資料の、条例のですね、提案の10ページ、11ページにあります情報公開条例と個人情報保護条例のところだと思います。

これにつきまして、今までが水道事業管理者となっていたけども、公営企業管理者と変えた内容なんですけども、既に佐々町、平成24年に佐々町暴力団排除条例というものがつくられております。その中では、公営企業管理者という表現となっておりますので、今回同じ表現にさせていただいたものです。

ただ、管理者を置くか置かないかということについての、すいません、今回につきまして、置かないという形での整理になっておりますけども、将来的なものについては、そこまでの検討に至っておりません。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは多分私の考えで、情報公開条例の中の実施機関で、水道事業管理者が、今、元々私が今なってるものですから、公営企業管理者にかわった場合、公営企業管理者ということになっているわけです。

ただ、これを置く場合、よその町、よその市とか大きい町は置いているわけですね。別にこういう公営企業の管理者っていうのを置いているわけでございますので、将来的に町としては、置く可能性もないとは言えないわけでございますけど、そういうことで、やはり公営企業管理者というのは、そのままつくっておいてもいいんじゃないかと私は考えています。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

公営企業管理者は、実務上つくるかもわからないから、設置したということですね。
先ほど何か暴力団排除条例の中で、公営企業管理者とあったので、変えたっていう説明のよ
うに聞こえたんですけど、そこら辺をもう一度お答えできれば。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

この部分については、先ほど言いました佐々町暴力団排除条例の13条というがつくられてお
ります。その中では、町長、13条には、町の施設の使用における措置ということで、町長、教
育委員会、公営企業管理者と、などなどと書かれておりまして、今回も改正の中で、上下水道
とするか迷ったところ、既にその暴力団排除条例の中で記載がありましたので、その文言を利用
させたという形になっております。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

町長の答弁で、77号議案のですね、水道事業の設置に関する条例の第3条の組織で、上下水
道事業に管理者を置かないって書いてあるもんですからですね、町長も要らんとかなあと思っ
て、ちょっと心配しよったもんですからですね。そこら辺はどがん兼ね合いになるのかなあと思
いまして。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（14時59分 休憩）
（15時09分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

実施機関の中に企業管理者と書いてあるのは、前の案件の77号の中にですね、組織として上
下水道事業に管理者を置かないということになっていきますので、この代わりに公営企業管理者
の代行者として、町長がなってるということなんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

須藤議員がおっしゃるとおりでございます、そういうことになっております。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

ほかに質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第78号 佐々町公共下水道条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（15時10分 散会）